

蓬田村

第三期子ども・子育て支援事業計画

2025（令和7）年3月

【2026（令和8）年4月一部変更】

青森県 蓬田村

はじめに

子どもは社会の宝であり、未来への活力の源です。子どもたちが健やかに成長できるよう、安心して子育てができる環境を整えることは、将来の蓬田村を支える基盤となります。

村では学校給食費や保育料及び保育所等の副食費の無償化事業をはじめ、子育て世帯出産祝金の給付や、高等学校入学祝金の支給及び物価高騰対策として小・中学校入学準備金の支給など、子育て支援の充実に取り組んで参りました。

その一方で、この間も少子化は進行しているほか、共働き世帯の増加など社会環境が刻々と変化しており、児童虐待やヤングケアラーの問題、障がいや医療的ケアなどの特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応、子どもの貧困の解消など、子ども・子育てを取り巻く問題・課題が複雑化・複合化しております。

また、国においては、こども基本法の成立・公布（令和4年6月）をはじめ、こども家庭庁の発足（令和5年4月）、子ども施策に関する基本的な方針、重要事項を定めた「こども大綱」の公表（令和5年12月）など、子ども・子育てに関わる様々な法制度等が整備されております。

そしてこの度、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする「蓬田村第三期子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

本計画では、前計画の基本理念「健やかでふれあいのある村」を継承し、安心して子どもを生み育てることができる社会の実現に向け、取り組みを着実に推進していく所存です。

基本理念の実現にあたっては、社会全体で子どもを育み、子育てを支援するという意識の共有や、村民の皆さまと地域・企業との協働による取り組みも重要となるため、住民の皆さまには、今後も様々なかたちで子ども・子育てに関わりを持っていただき、関係機関・団体や事業者の皆さまとともに、地域ぐるみで子ども・子育て支援を進めていきたいと考えておりますので、皆さまのより一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言を賜りました子ども・子育て会議の委員の皆さまをはじめ、アンケート調査へのご協力や計画にご意見をいただきました村民の皆さま並びに関係各位に対し、心より感謝申し上げます。

令和7年3月

蓬田村長 久慈 修一



目 次

第1章 計画策定にあたって	3
1 計画策定の背景と趣旨.....	3
2 計画の位置づけ.....	4
3 他計画との関係.....	4
4 計画期間.....	5
5 制度改正等のポイント.....	5
(1) 子ども・子育て支援法の改正概要.....	5
(2) 基本指針の改正に係る留意事項.....	5
(3) 児童福祉法改正による社会的養育に関する改正.....	6
6 計画の策定体制と村民意見の反映.....	7
7 県や近隣市町村との連携.....	7
第2章 子ども・子育て支援の現状と課題	11
1 本村における人口と子ども人口の状況.....	11
(1) 人口と子ども人口の推移.....	11
(2) 合計特殊出生率の推移.....	12
2 子育て世帯の状況.....	13
(1) 子育て世帯の推移.....	13
(2) 子育て世帯の子どもの人数と主な保育者の状況.....	14
3 保護者の就労・育児休業制度利用の状況.....	16
(1) 本村の就業率の推移.....	16
(2) 母親の就労状況.....	17
(3) 育児休業制度利用の状況.....	22
4 子育て支援事業の利用状況.....	24
(1) 定期的な教育・保育事業の利用状況.....	24
(2) 定期的な教育・保育事業の利用理由と未利用理由.....	25
5 施策の進捗評価.....	27
6 本村における子育て支援に関わる課題.....	29
第3章 計画の基本的な考え方	33
1 計画の基本理念.....	33
2 計画の基本目標.....	34
3 施策の体系図.....	36

第4章 子育てに関する施策の展開	43
基本目標Ⅰ 地域における子育て支援サービスの充実	44
施策1 地域における子育て支援サービスの充実	44
施策2 保育サービスの充実	45
施策3 子育て支援のネットワークづくり	46
施策4 児童の健全育成	47
施策5 その他	49
基本目標Ⅱ 母性並びに乳幼児等の健康の確保および増進	50
施策1 子どもや母親の健康の確保	50
施策2 食育等の推進	52
施策3 思春期保健対策の充実	53
施策4 小児医療の充実	54
基本目標Ⅲ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	55
施策1 次代の親の育成	55
施策2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	56
施策3 家庭や地域の教育力の向上	59
施策4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	61
基本目標Ⅳ 子育てを支援する生活環境の整備	62
施策1 良質な住宅の確保	62
施策2 良好な居住環境の確保	62
施策3 安全な道路交通環境の整備	63
施策4 安心して外出できる環境の整備	63
施策5 安全・安心なまちづくりの推進等	64
基本目標Ⅴ 職業生活と家庭生活との両立の推進等	65
施策1 多様な働き方の実現および男性を含めた働き方の見直し等	65
施策2 仕事と子育ての両立の推進と基盤整備	66
基本目標Ⅵ 子ども等の安全確保	68
施策1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	68
施策2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	69
施策3 被害に遭った子どもの保護の推進	69
基本目標Ⅶ 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進	70
施策1 児童虐待防止対策の充実	70
施策2 ひとり親家庭などの自立支援の推進	71
施策3 障がい児施策の実施	72
第5章 子ども・子育て支援事業の展開	77
1 教育・保育事業等の提供区域	77

2	教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計	78
	（1）推計の手順.....	78
	（2）子ども人口の推計	79
	（3）家庭類型（現在・潜在）別児童数の推計.....	80
3	幼児期の学校教育・保育の量の見込みおよび確保の状況.....	81
	（1）施設型事業.....	81
	（2）地域型保育事業.....	83
4	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みおよび確保の状況.....	85
	（1）相談支援事業.....	85
	（2）訪問系事業.....	87
	（3）通所系事業.....	90
	（4）その他事業.....	95
5	総合的な子どもの放課後対策の推進.....	100
	（1）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）.....	100
6	教育・保育の一体的提供と提供体制の確保について.....	103
	（1）認定こども園の普及についての基本的な考え方.....	103
	（2）幼稚園教諭や保育士等の資質向上のための支援.....	103
	（3）質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実.....	103
	（4）教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携.....	103
7	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項	104
第6章 計画の推進・評価体制		108
1	計画の推進体制	108
2	計画の公表および周知.....	108
3	計画の評価と進行管理.....	108
資 料 編.....		112
1	蓬田村 子ども・子育て会議条例	112
	（1）設置要綱.....	112

第 1 章

計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

わが国では、2012（平成24）年に「子ども・子育て支援法」をはじめとする『子ども・子育て関連3法』を成立させ、2015（平成27）年から、幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や、質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。しかし、女性の就業率の上昇や、共働き家庭の増加を受け、待機児童の増加が問題となりました。

そのため、待機児童の解消を目指して、平成29年に「子育て安心プラン」が公表され、保育の受け皿を整備することとしました。また、平成29年に公表された「新しい経済政策パッケージ」では、幼児教育・保育の無償化を打ち出しました。

令和3年に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定され、「こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しする」こととしています。

令和5年には、こども基本法が施行され、こども家庭庁が創設されました。また、「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども家庭庁が施策推進の司令塔の役割を担うこととなり、子ども・子育て支援事業計画を含む、こども施策は、こども家庭庁に移管されました。

このような状況の中、蓬田村（以降、「本村」という。）では、多様な保育・子育て支援ニーズに応え、こども・子育て支援施策を総合的、計画的に推進するため、子ども・子育て支援法に基づき、2015（平成27年）に第一期、2020（令和2年）に第二期の「蓬田村子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

次なる5か年計画では、「子ども・子育て支援法に基づく基本指針【改正案について】」、「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方」等をもとに、第二期計画事業の適正な実施評価を行い、他の関連法等の実施計画との整合性を確保しながら、本村に住む子どもやその家族にとって「子どもの最善の利益」が実現される事業展開を目指すとともに、少子化対策を確実に実施できるように取り組むことが求められています。

これを踏まえて、本村では、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況や潜在的な利用ニーズを含めた利用希望を見直した上で、「蓬田村子ども・子育て会議」における議論を通して、保育の受け皿の拡大と保育の質の確保及び提供体制の充実を盛り込んだ「蓬田村第三期子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定し、本計画をもとに、障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもに対し、各関連機関との連携・協働を図りながら、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施します。

2 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、国の定めた基本指針に即して、策定するものです。

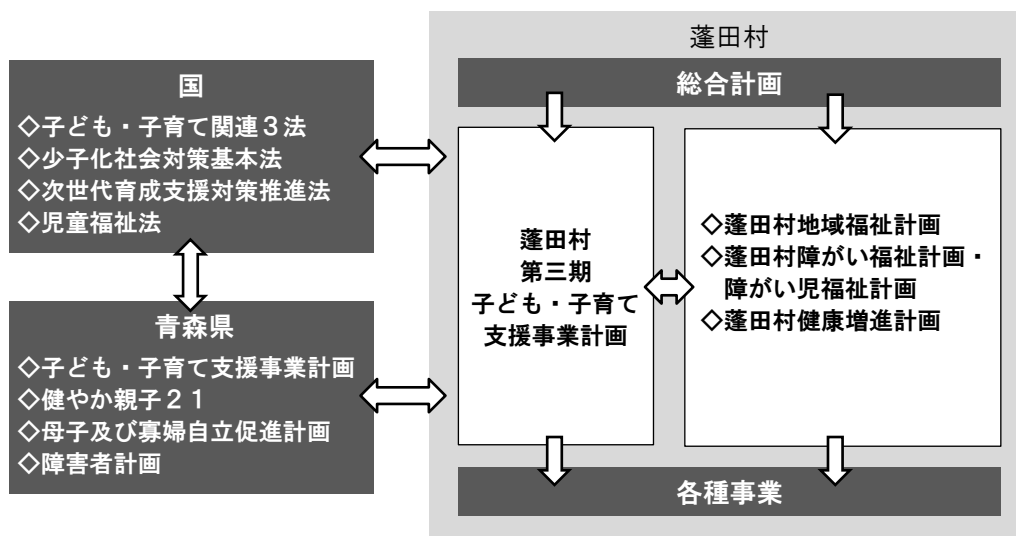
また、2024（令和6）年5月に改正次世代育成支援対策推進法が成立し、法の有効期限が令和17年3月まで延長されたため、これまで本村が取り組んできた次世代育成支援対策推進行動計画の施策を受け継ぎながら、子ども・子育て支援に係る様々な分野の施策を重点施策として位置づけ、総合的・一体的に進めるため、既存計画との整合性を図って推進していきます。

さらに、放課後児童対策パッケージ（令和5年12月25日発出）に基づく「放課後児童対策の推進に関する行動計画」としての内容も包含するものです。

3 他計画との関係

本計画の策定にあたっては、上位計画の「蓬田村総合計画」をはじめ、関連する「蓬田村地域福祉計画」「蓬田村障がい福祉計画・障がい児福祉計画」「蓬田村健康増進計画」との整合性を図りました。

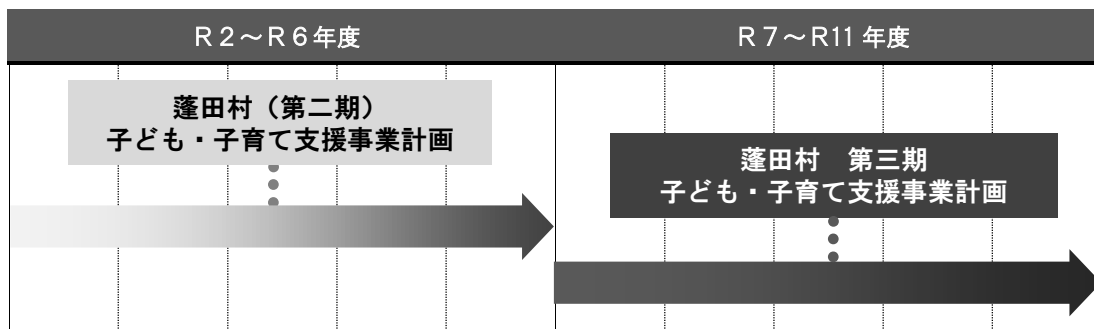
■ 他計画との連携



4 計画期間

本計画の期間は、法に基づき2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までの5年間とし、2024（令和6）年度に策定しました。

■ 計画期間



5 制度改正等のポイント

（1）子ども・子育て支援法の改正概要

2024（令和6）年10月10日には「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が成立したことにより、こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計を創設し、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度を創設することとなりました。

（2）基本指針の改正に係る留意事項

制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるため、以下の5点が追加されました。

① 妊婦等包括相談支援事業に関する事項の追加

改正法により新設され、新たに地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた妊婦等包括相談支援事業等について、基本指針中の所要の箇所に規定を行うとともに、市町村子ども・子育て支援事業計画において量の見込み（事業需要量）を設定する際の参酌基準を設定すること。

② 児童発達支援センター等に関する事項等の追加

改正法において、児童発達支援センターが地域における障がい児支援の中核的役割を担うことを明確したことを踏まえ、市町村子ども・子育て支援事業計画において、障害児支援の体制を整備するに際し、関係者が連携・協力して地域社会への参加及び包摂（インクルージョン）を推進すること等を規定すること。

③ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する事項の追加

改正法により新たに定義した乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、基本指針に位置づけ等を行う。

④ 経営情報の継続的な見える化に関する事項の追加

改正法により規定した経営情報の継続的な見える化について、基本指針に位置づけ等を行うこと。

⑤ 産後ケアに関する事業の追加

地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた産後ケア事業の参酌標準や、産後ケア事業等実施時における留意点の規定等を行うこと。

（3）児童福祉法改正による社会的養育に関する改正

2022（令和4）年6月の改正によって、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、要保護児童等への包括的かつ計画的な支援の実施の市町村業務への追加、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うことも家庭センターの設置の努力義務化、子ども家庭福祉分野の認定資格創設、市区町村における子育て家庭への支援の充実等を行うこととなりました。

6 計画の策定体制と村民意見の反映

本村の関係団体代表などから構成される「蓬田村子ども・子育て会議」を設置し、計画策定に向けて事業のあり方や事業ニーズ量などの必要な項目について審議を行い、その結果を計画書に反映しました。

また、本村の子育て支援等に関わるニーズの把握のため、2023（令和5）年11月に子育て中の保護者を対象としたアンケート形式のニーズ調査を行いました。その調査結果から得られた子育ての現状や今後の子育て支援に係る意向等は、新たなサービスの目標事業量等の設定や子育て支援施策推進の検討資料として活用しました。計画書（最終案）ができた段階においてパブリックコメントを行い、村民からの計画に対する意見等を精査しながら必要に応じて計画書に反映するなど、村民意見の反映に努めました。

7 県や近隣市町村との連携

子ども・子育て支援事業のニーズ量の設定や確保策の検討にあたっては、庁内の関係部署および県と協議・調整を行いながら、村民のニーズに対応できるよう相互に連携を図りました。また、近隣市町村間の連携を図る上では、必要に応じて県が広域調整を行うこととなっていることから、恒常的な情報交換と必要な支援を受けるなど、県との連携を図りました。

子ども・子育て支援の実施にあたっては村民が希望するサービスを利用できるよう、地域の資源を有効に活用し、地域の実情に応じた市町村域を超えたサービスの利用や、個々のサービスの特性に留意する必要があるため、近隣市町村や保育事業者等との連携と協働に努めました。

第 2 章

子ども・子育て支援の 現状と課題

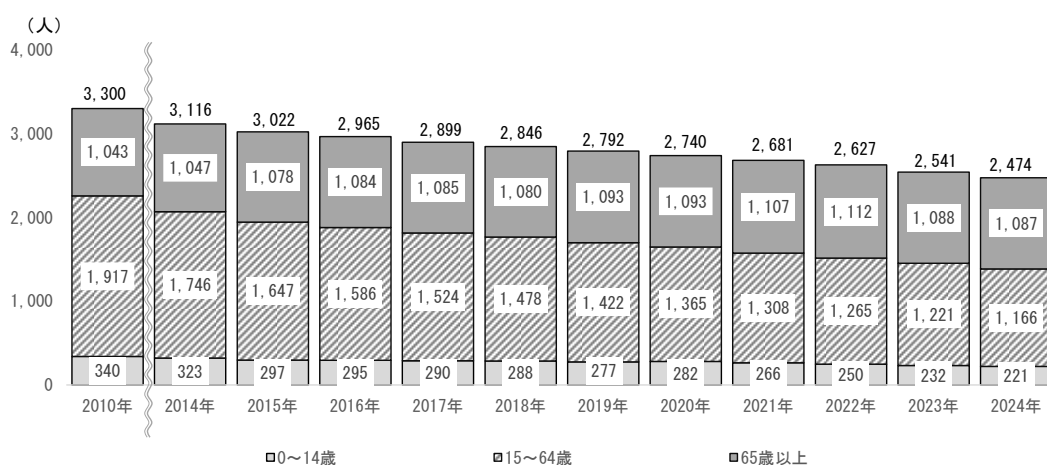
第2章 子ども・子育て支援の現状と課題

1 本村における人口と子ども人口の状況

(1) 人口と子ども人口の推移

本村の人口は2010（平成22）年以降、減少し続けています。3階級別人口をみると、老年人口（65歳以上）は2010（平成22）年から2022（令和4）年まで増加傾向、2023年（令和5）年以降減少傾向で推移し、生産年齢人口（15～64歳）、年少人口（0～14歳）は2010（平成22）年以降減少を続けています。

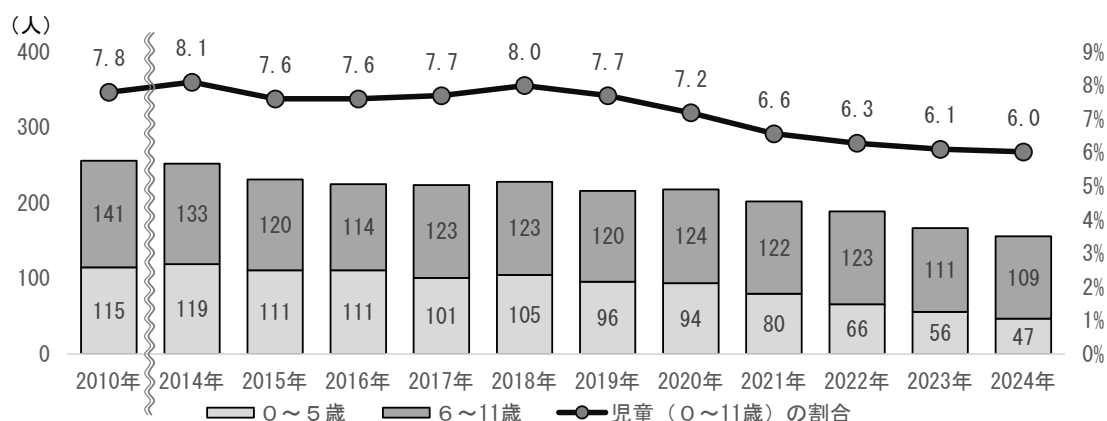
■ 3階級別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年3月31日）

総人口に対する児童（0～11歳）の割合、児童数ともに減少傾向にあります。

■ 子ども人口の推移



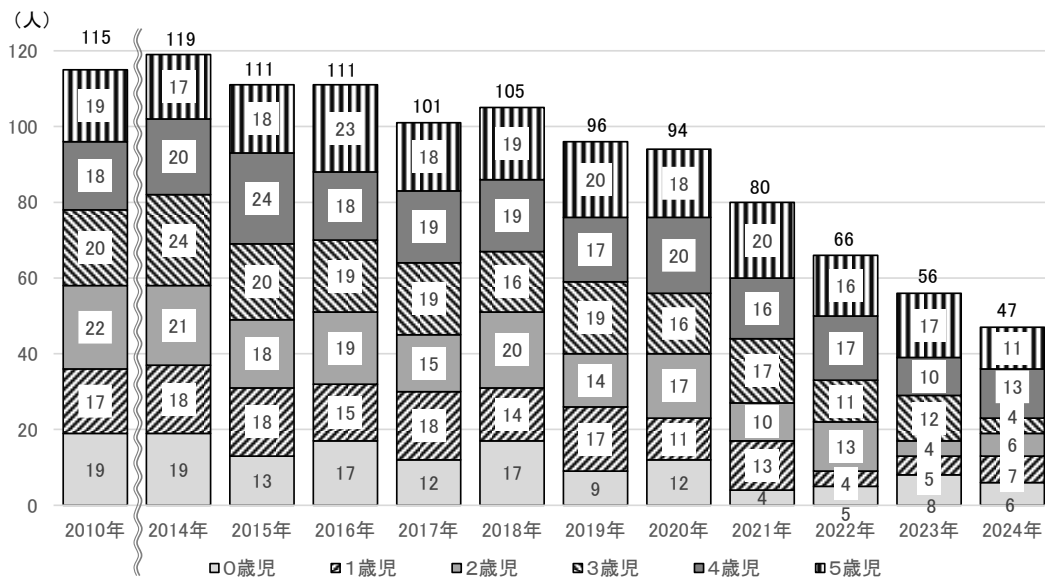
※児童（0～11歳）の割合は総人口に占める児童の割合

資料：住民基本台帳（各年3月31日）

さらに就学前児童（0～5歳児）の1歳ごとの人口推移をみると、2015（平成27）年から減少傾向で推移し、全体では2010（平成22）年から2024（令和6）年にかけて68人（59.1%減）減少しています。

このように0～5歳児人口・生産年齢人口（15～64歳）がともに減少していることから今後も児童数の減少は続くものと見込まれます。

■ 0～5歳児の人口推移

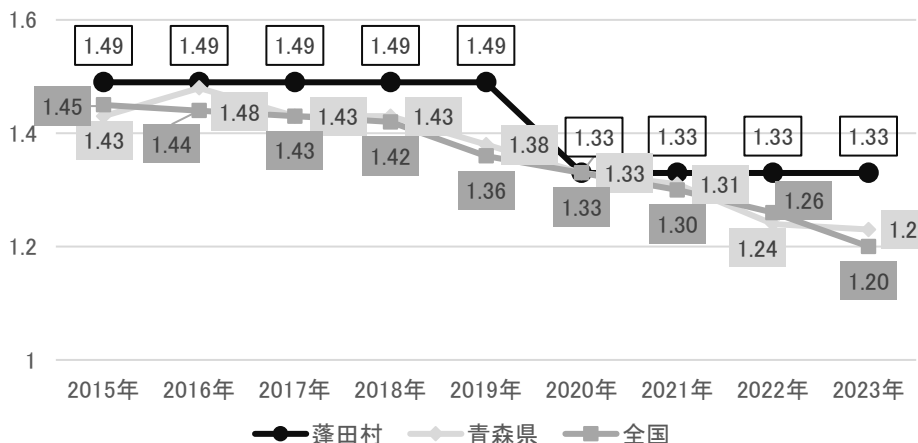


資料：住民基本台帳（各年3月31日）

（2）合計特殊出生率の推移

本村の合計特殊出生率は、2014（平成26）年から2022（令和4）年にかけて、1.33から1.49の間で推移しており、すべての年代において全国と青森県よりも高くなっています。

■ 合計特殊出生率の推移



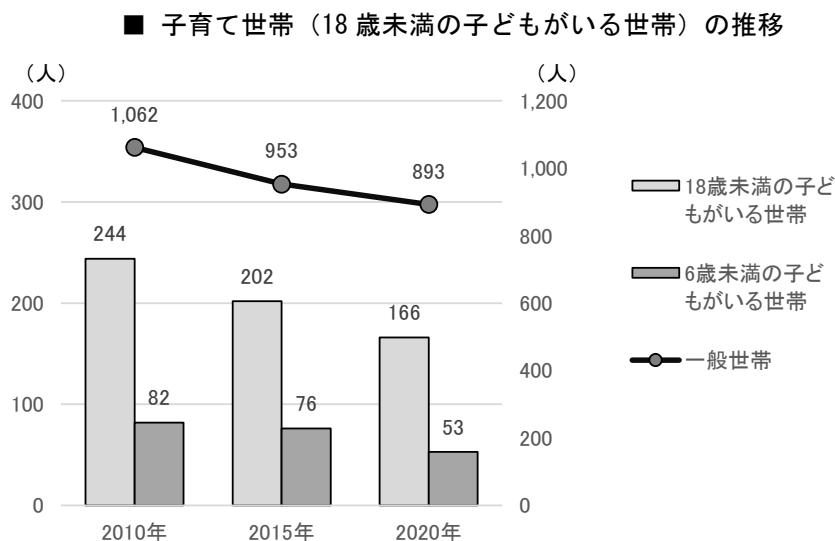
※合計特殊出生率は、15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が生涯に産むことが見込まれる子どもの数です。
 ※市町村は国より合計特殊出生率が5年に1回通知

資料：【国・県】青森県の人口動態統計

2 子育て世帯の状況

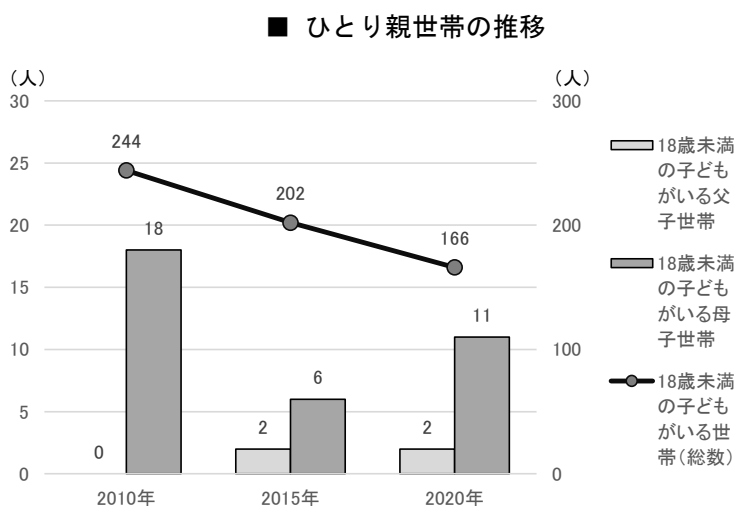
(1) 子育て世帯の推移

2010（平成22）年から2020（令和2）年の子育て世帯の推移をみると、6歳未満の子どもがいる世帯、18歳未満の子どもがいる世帯ともに減少しています。



資料：国勢調査

18歳未満の子どもがいる世帯の総世帯数が大きく減少しているなか、18歳未満の子どもがいるひとり親世帯の推移はこの傾向とは異なり、母子世帯は2015（平成27）年では減少し、2020（令和2）年では増加しています。また、父子世帯は2010（平成22）年まで0世帯でしたが、2015（平成27）年から2世帯となっています。

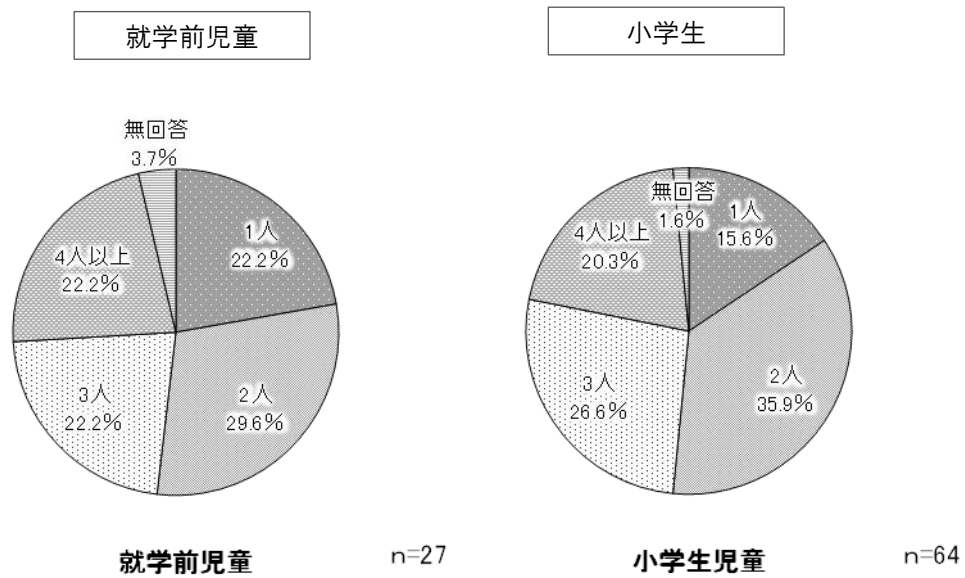


資料：国勢調査

(2) 子育て世帯の子どもの人数と主な保育者の状況

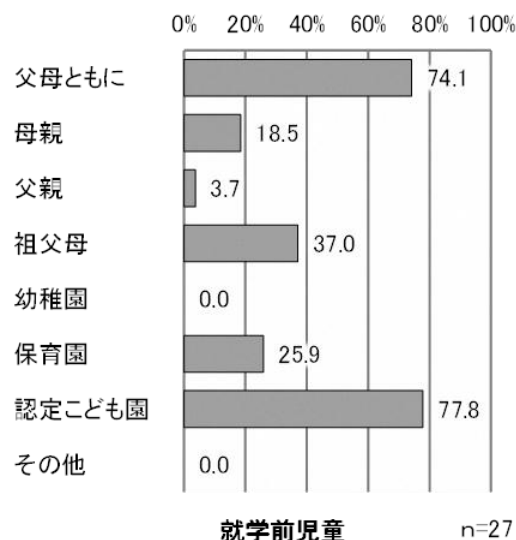
調査結果から子育て世帯の子どもの人数をみると、就学前児童の世帯は「2人」、「1人」、「3人」、「4人以上」の順、小学生の世帯は「2人」、「3人」、「4人」、「1人」の順となっています。また、子どもが「3人」以上の世帯が就学前児童で44.4%、小学生で46.9%となっています。

■ 子育て世帯の子ども人数



就学前児童の世帯で日常的に子育てに関わっている方（施設含む）をみると、「認定こども園」（77.8%）、「父母ともに」（74.1%）の割合が最も高くなっています。

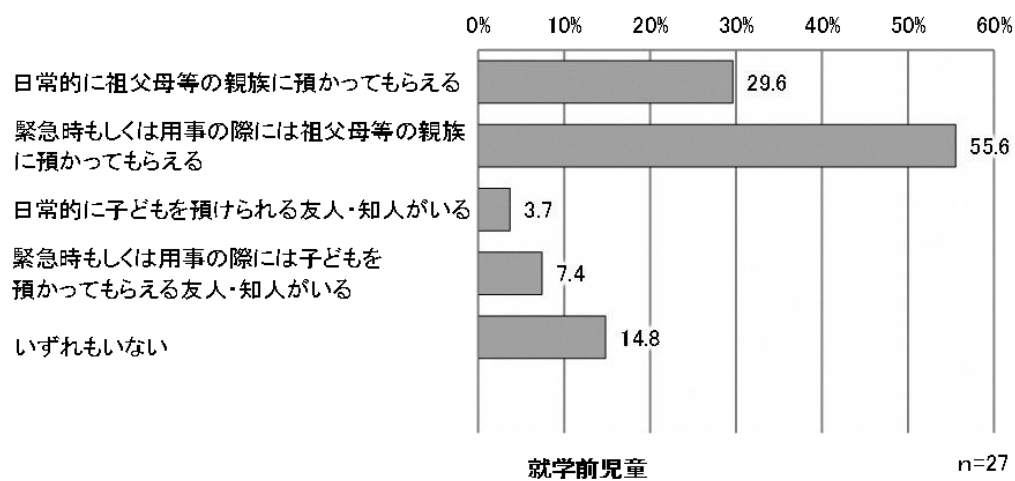
■ 日常的に子育てに関わっている方（施設含む）



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

就学前児童の世帯で主な親族等協力者が「いずれもない」と回答した割合は、14.8%となっています。

■ 主な親族等協力者の状況

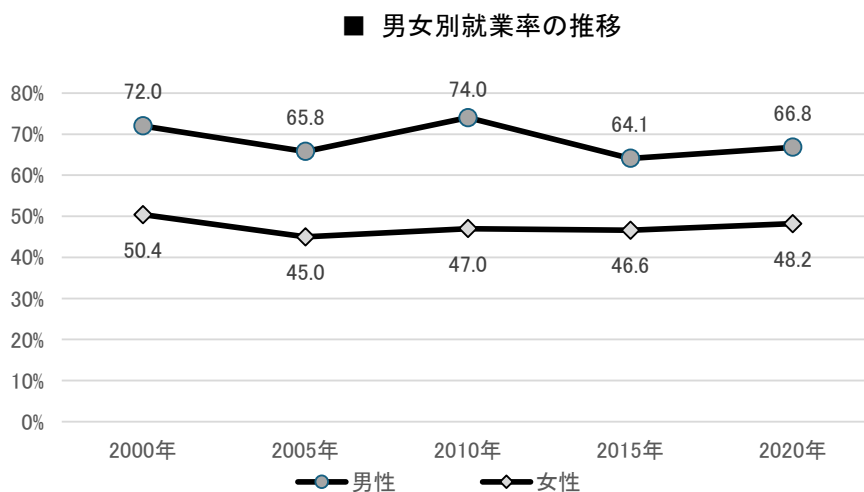


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

3 保護者の就労・育児休業制度利用の状況

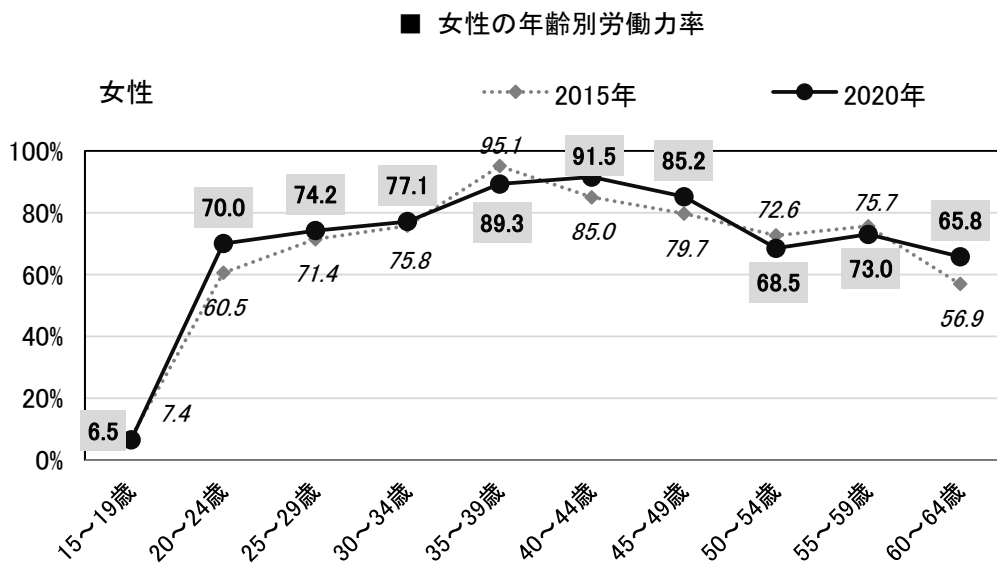
(1) 本村の就業率の推移

本村の15歳以上の就業率をみると、2020（令和2）年と2000（平成12）年を比較すると、男女ともに増減はあるものの低下しており、2020（令和2）年では男性が66.8%、女性が48.2%となっています。



資料：国勢調査

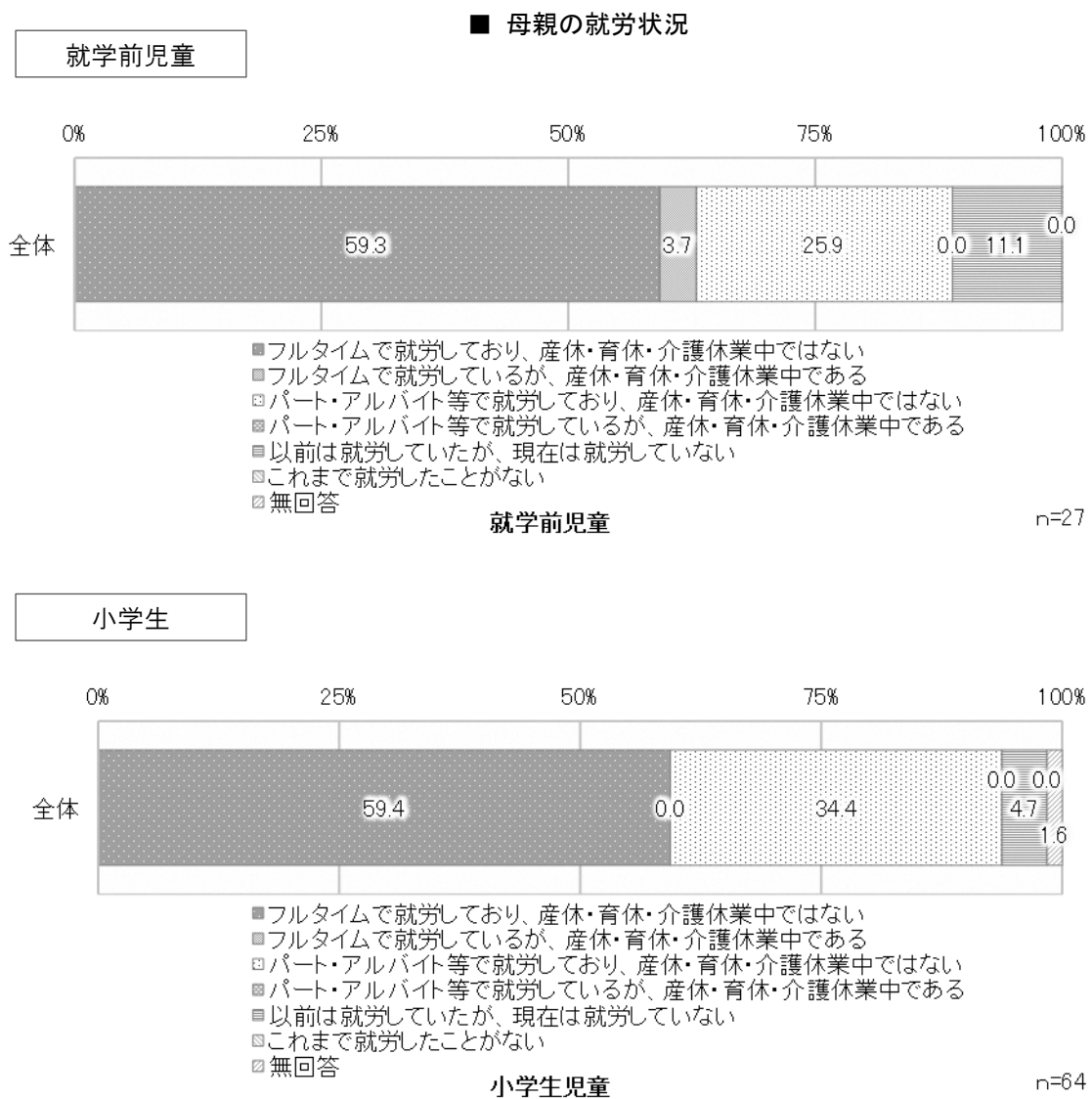
女性の年齢別労働力率をみると、「15～19歳」、「35～39歳」、「50～59歳」を除いて、2020年が高くなっています。また、「40～49歳」では、80%を超えて高くなっています。



資料：国勢調査

(2) 母親の就労状況

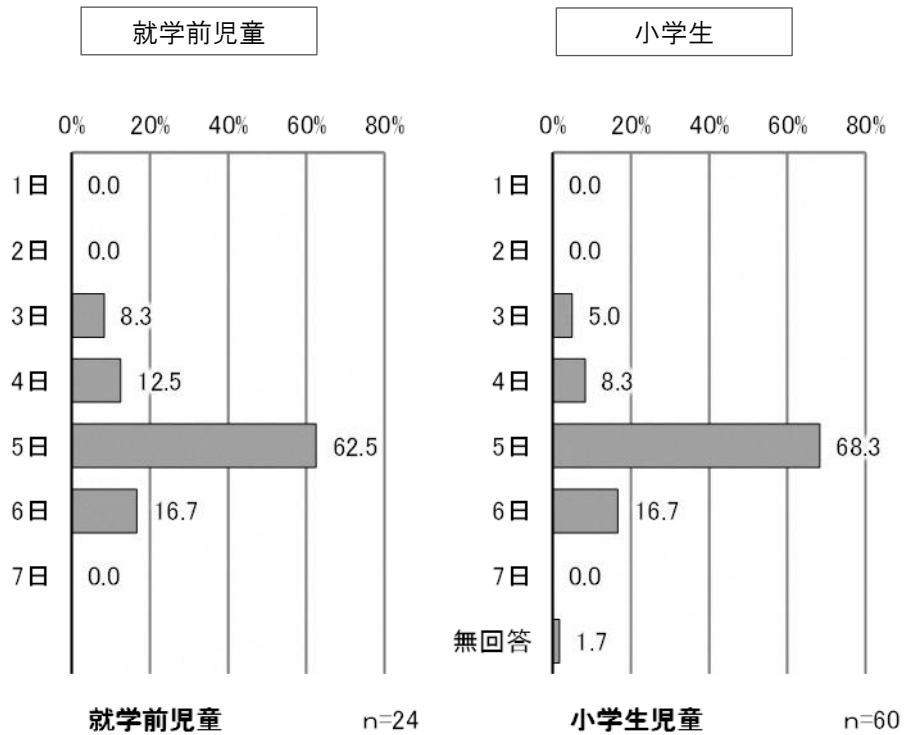
母親の就労状況をみると、「フルタイムで就労している」「パート・アルバイト等で就労している」を合わせた現在就労している方は、就学前児童で88.9%、小学生で93.8%となっています。そのうち産休・育休・介護休業を取得中の方は、就学前児童で3.7%、小学生ではいませんでした。



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

母親の1週当たりの就労日数をみると、就学前児童・小学生ともに「5日」(62.5%・68.3%)の割合が最も高くなっています。

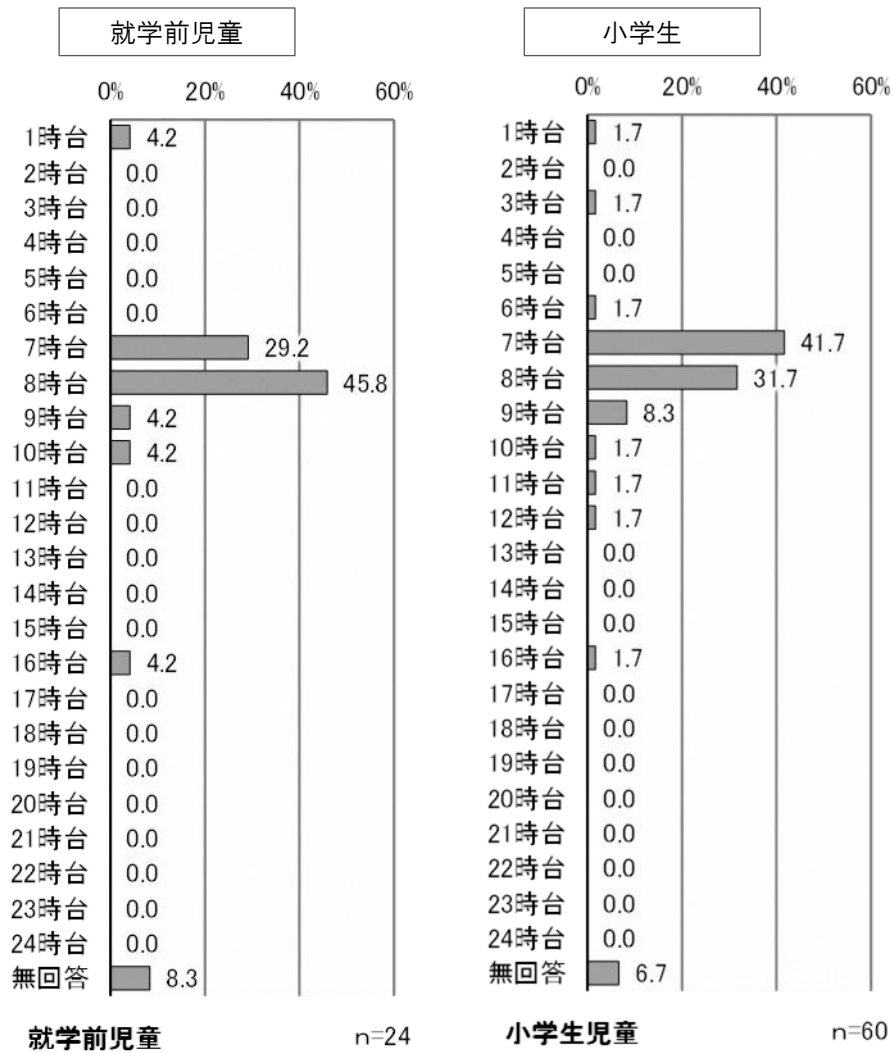
■ 母親の就労日数（1週当たり）



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

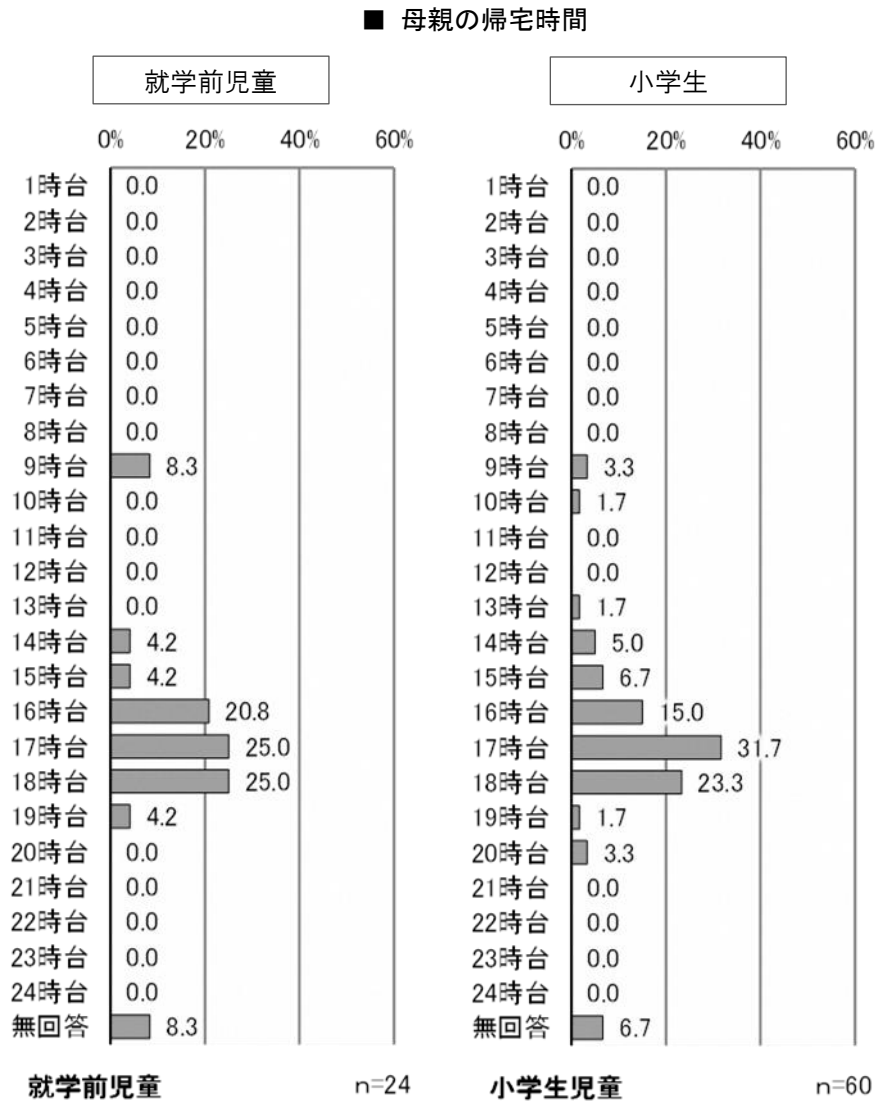
母親の出勤時間は、就学前児童では「8時台」（45.8％）の割合が最も高く、次いで「7時台」（29.2％）、小学生では「7時台」（41.7％）の割合が最も高く、次いで「8時台」（31.7％）となっています。

■ 母親の出勤時間



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

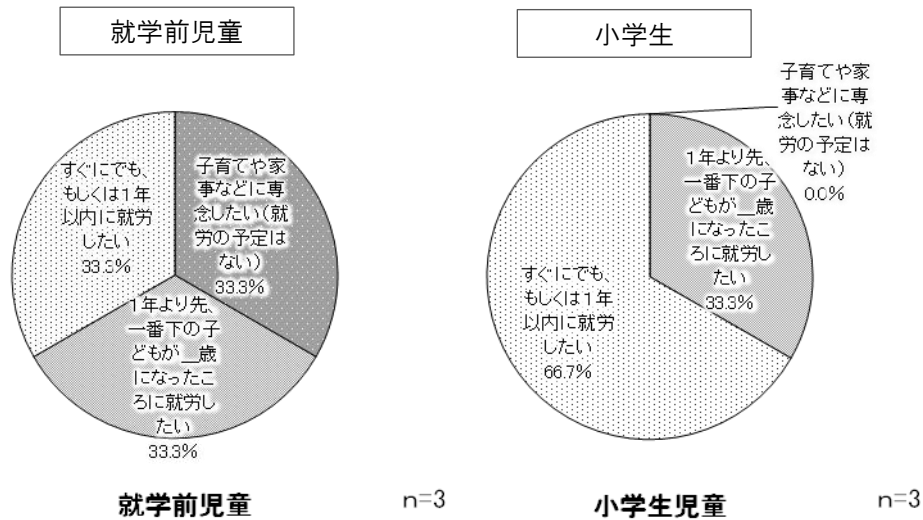
母親の帰宅時間は、就学前児童は「17時台」、「18時台」（各25.0%）の割合が最も高く、小学生は「17時台」（31.7%）の割合が最も高く、次いで「18時台」（23.3%）となっています。



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

現在就労していない母親の今後の就労希望をみると、就学前は「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」、「1年より先、一番下の子どもが__歳になったころに就労したい」、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」（各33.3%）の割合となっており、小学生は「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」（66.7%）が最も高く、次いで「1年より先、一番下の子どもが__歳になったころに就労したい」（33.3%）となっています。

■ 就労していない母親の今後の就労意向

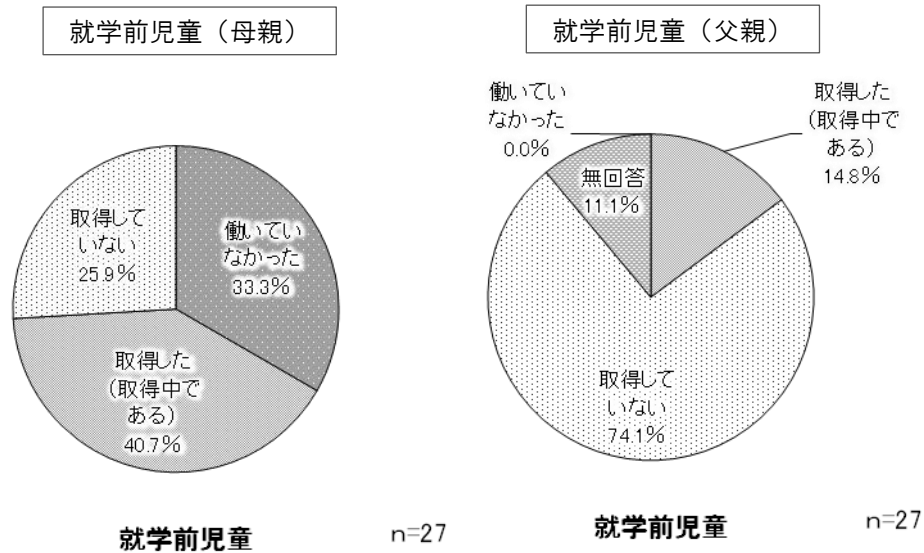


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

(3) 育児休業制度利用の状況

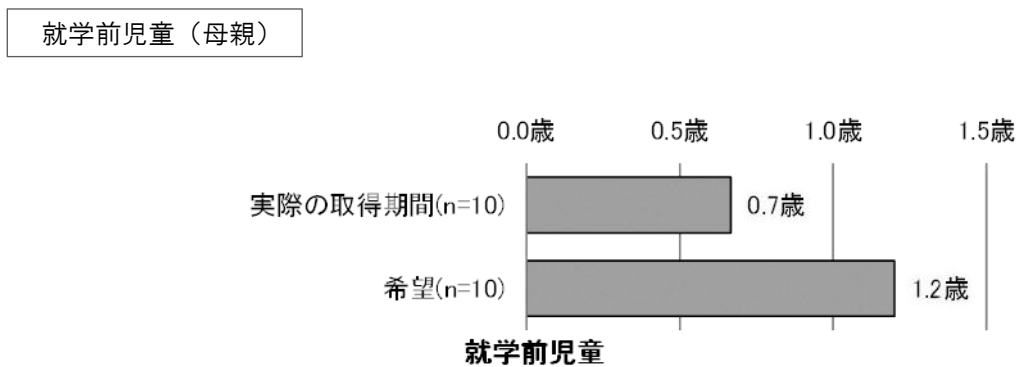
育児休業制度の利用状況をみると、「取得した（取得中である）」母親は40.7%、一方、父親は14.8%となっています。

■ 育児休業制度の利用状況



母親が育児休業から復帰したときの子どもの月齢をみると、実際の取得期間では平均で0.7歳、希望の期間では平均で1.2歳となっています。

■ 育児休業から復帰したときの子どもの月齢

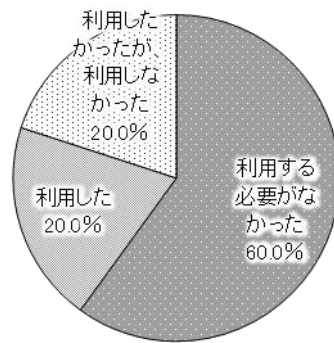


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

職場復帰時における短時間勤務制度の利用状況をみると、「利用した」母親は20.0%となっています。

■ 職場復帰時における短時間勤務制度の利用状況

就学前児童（母親）



就学前児童

n=10

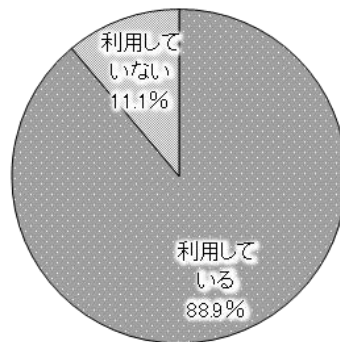
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

4 子育て支援事業の利用状況

(1) 定期的な教育・保育事業の利用状況

定期的な教育・保育事業を「利用している」就学前児童は88.9%となっています。利用している教育・保育事業は、「認定こども園」が91.7%、「認可保育所」が8.3%となっています。また、利用を希望する定期的な教育・保育事業は、「認定こども園」が85.2%、「認可保育所」が18.5%、「幼稚園」、「幼稚園の預かり保育」、「ファミリー・サポート・センター」が各11.1%となっています。

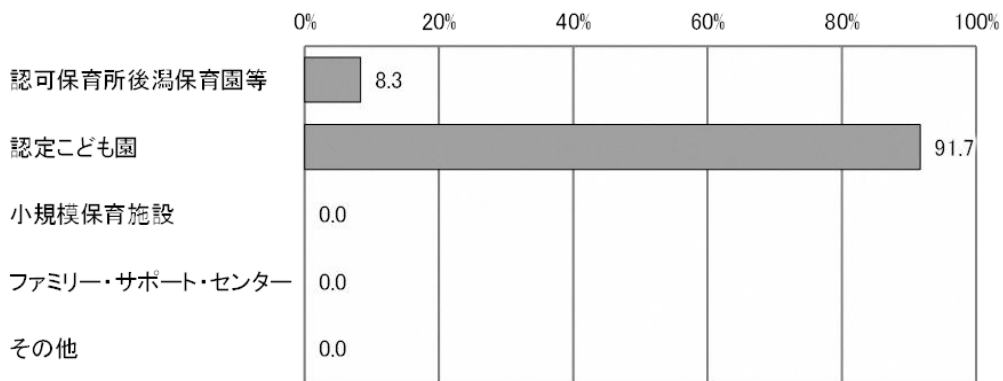
■ 定期的な教育・保育事業の利用状況



就学前児童

n=27

■ 利用している定期的な教育・保育事業

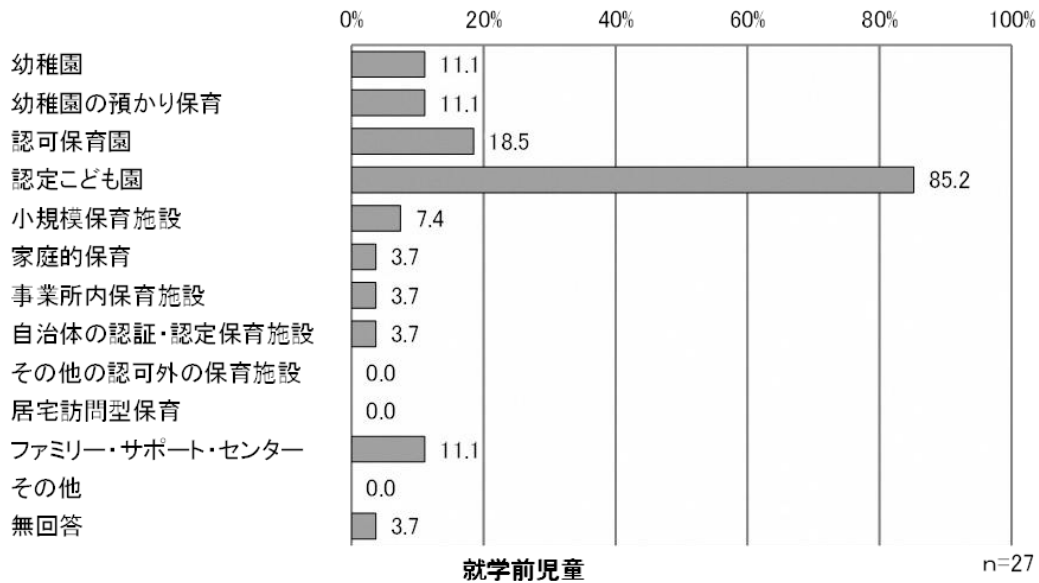


就学前児童

n=24

資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

■ 利用を希望する定期的な教育・保育事業



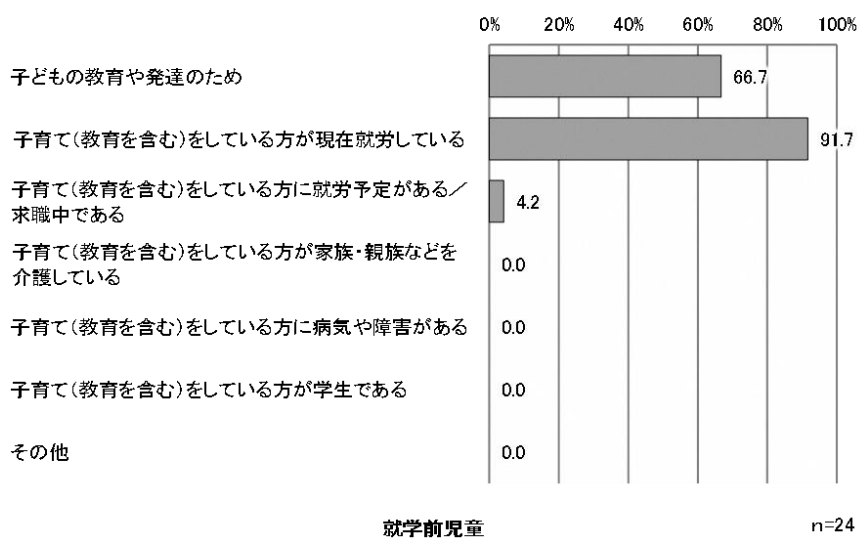
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

(2) 定期的な教育・保育事業の利用理由と未利用理由

平日に教育・保育事業を利用している理由は、「子育てをしている方が現在就労している」(91.7%) 割合が最も高く、次いで「子どもの教育や発達のため」(66.7%) となっています。

■ 平日に教育・保育事業を利用している理由

就学前児童

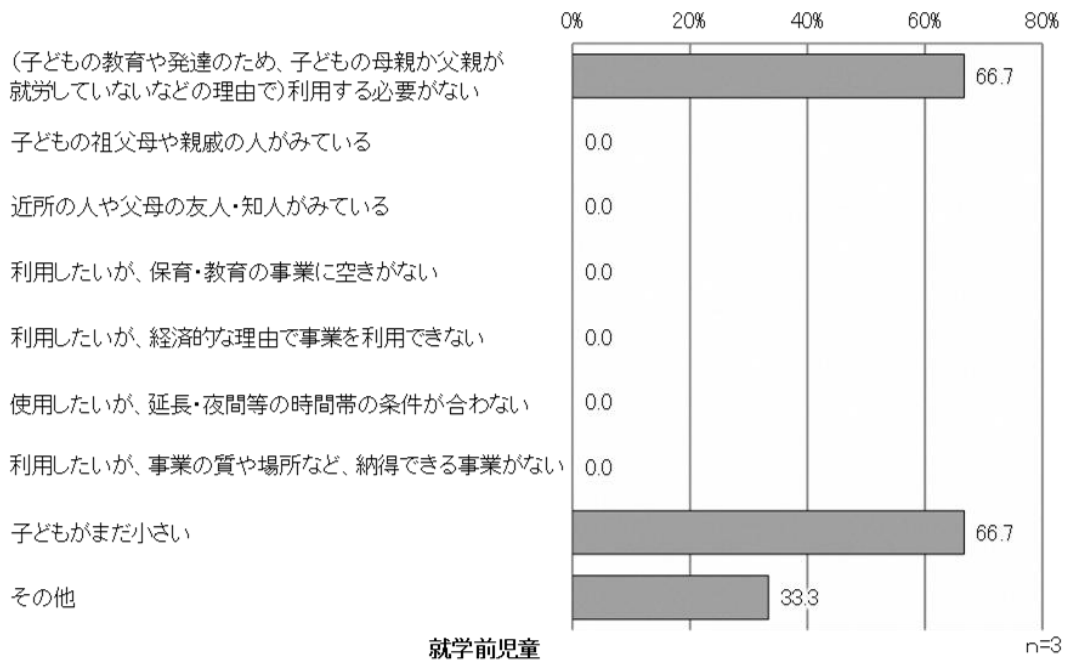


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

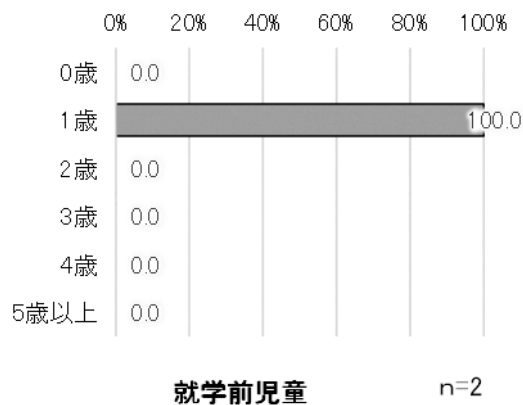
利用していない理由は、「子どもがまだ小さいため」「利用する必要がない」（各66.7%）の割合が最も高くなっています。また、「子どもがまだ小さいため」と回答した方は全員「1歳」での利用を希望しています。

就学前児童

■ 教育・保育事業を利用していない理由



■ 利用を希望する子どもの年齢



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

5 施策の進捗評価

蓬田村子ども・子育て支援事業計画は、7つの基本目標と28施策151事業により構成され、その結果として「目標達成」127事業(84.1%)、「推進できた」16事業(10.6%)、「実施中である」6事業(4.0%)、「実施したが見直しが必要」2事業(1.3%)、「未実施」0事業(0.0%)という進捗評価となりました。

■ 第一期計画における施策の進捗評価

施策名	事業数	目標達成	推進できた	実施中である	見直しが必要	未実施
計画全体	151	127	16	6	2	0
基本目標Ⅰ 地域における子育て支援サービスの充実	35	28	1	5	1	0
施策(1) 地域における子育て支援サービスの充実	10	7	1	2	0	0
施策(2) 保育サービスの充実	8	7	0	1	0	0
施策(3) 子育て支援のネットワークづくり	2	1	0	1	0	0
施策(4) 児童の健全育成	13	11	0	1	1	0
施策(5) その他	2	2	0	0	0	0
基本目標Ⅱ 母性並びに乳幼児等の健康の確保および増進	31	30	0	1	0	0
施策(1) 子どもや母親の健康の確保	18	18	0	0	0	0
施策(2) 食育等の推進	6	6	0	0	0	0
施策(3) 思春期保健対策の充実	5	5	0	0	0	0
施策(4) 小児医療の充実	2	1	0	1	0	0
基本目標Ⅲ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	30	28	1	0	1	0
施策(1) 次代の親の育成	2	2	0	0	0	0
施策(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	17	16	1	0	0	0
施策(3) 家庭や地域の教育力の向上	9	8	0	0	1	0
施策(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	2	2	0	0	0	0
基本目標Ⅳ 子育てを支援する生活環境の整備	12	4	8	0	0	0
施策(1) 良質な住宅の確保	2	0	2	0	0	0
施策(2) 良好な居住環境の確保	2	0	2	0	0	0
施策(3) 安全な道路交通環境の整備	2	1	1	0	0	0
施策(4) 安心して外出できる環境の整備	4	1	3	0	0	0
施策(5) 安全・安心なまちづくりの推進等	2	2	0	0	0	0

施策名	事業数	目標達成	推進できた	実施中である	見直しが必要	未実施
基本目標Ⅴ 職業生活と家庭生活との両立の推進等	16	10	6	0	0	0
施策(1)多様な働き方の実現および男性を含めた働き方の見直し等	9	3	6	0	0	0
施策(2)仕事と子育ての両立の推進と基盤整備	7	7	0	0	0	0
基本目標Ⅵ 子ども等の安全確保	8	8	0	0	0	0
施策(1)子どもの交通安全を確保するための活動の推進	3	3	0	0	0	0
施策(2)子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	4	4	0	0	0	0
施策(3)被害に遭った子どもの保護の推進	1	1	0	0	0	0
基本目標Ⅶ 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進	19	19	0	0	0	0
施策(1)児童虐待防止対策の充実	5	5	0	0	0	0
施策(2)ひとり親家庭などの自立支援の推進	7	7	0	0	0	0
施策(3)障害児施策の実施	7	7	0	0	0	0
基本目標Ⅷ 若者が地元で働き、結婚しやすい環境づくり	—	—	—	—	—	—
施策(1)多様な就労の場の確保と就労の支援	—	—	—	—	—	—
施策(2)行政、地域、企業等における結婚しやすい環境づくりの推進	—	—	—	—	—	—

6 本村における子育て支援に関わる課題

本計画の策定にあたっては、ニーズ調査の結果や「蓬田村第一期子ども・子育て支援事業計画」の施策進捗評価に基づき4つの課題をあげました。これらの課題を解決するための施策を優先的に推進します。

課題1 ニーズに対応した教育・保育施設の整備

平日の定期的な教育・保育事業を「利用している」保護者は80.9%、「利用していない」保護者は11.1%となっています。また、母親の就労状況をみると、「フルタイムで就労している」と「パート・アルバイト等で就労している」を合わせた現在の就労割合は、就学前児童が88.9%、小学生が93.8%となっています。2018(平成30)年度の前回調査と比較すると、就労している母親の割合は就学前児童で2.1ポイント、小学生で11.5ポイント高くなっています。幼児教育・保育の無償化の影響も考慮し、利用増加を見込んだ教育・保育事業量の確保が必要となります。保護者のニーズに合った教育・保育事業になるよう、環境整備、質の向上に努めていくことが必要です。

課題2 相談体制の充実

就学前児童の子育てに関して8割以上が周囲の協力者が得られていますが、そのうち3割以上の保護者が祖父母等の親族にみてもらえるケースでも「時間的制約や精神的な負担が大きく心配である」といった回答や日常のおよび緊急時等にも親族・知人等の協力が得られない、孤立した子育て環境にいる保護者も1割以上いると回答がありました。

子育てに関する相談者の状況のうち、気軽に相談できる相手が「いない/ない」と回答した保護者はいませんが、子育て世代包括支援センターなどでの包括的な相談体制を整備していく必要はあります。

課題3 子育てしやすいむらづくりへの推進

本村の子育て環境や支援に対する就学前児童保護者の満足度をみると、「ふつう」(48.1%)、「やや満足」(22.2%)、「満足」(7.4%)の計が8割近くとなり、保護者から概ねの評価が得られている状況です。また、小学生保護者でも、「ふつう」、「やや満足」、「満足」の計が約7割(70.4%)となり、前者より低いものの保護者からの概ね評価が得られている状況です。以上の結果から、子育て環境や支援に対して両保護者からは概ね評価されているものの、さらなる評価を引き上げるためには子育て中の保護者の視点に立った施策の取り組みを行うことが必要です。

課題4 ワーク・ライフ・バランスの啓発

育児休業を取得又は取得中の母親は40.7%、父親は14.8%となっています。また、2018（平成30）年度の前回調査と比較すると、母親は38.1ポイント減少し、父親は12.9ポイントの増加となっています。職場復帰時に「短時間勤務制度」を利用した母親は20.0%、父親はいませんでした。利用しなかった理由としては、「職場に取りにくい雰囲気があった」「仕事が忙しかった」「職場に短時間勤務制度がなかった」となっています。

以上の結果から、母親の育児休業の取得割合は低くなっていますが、父親の取得割合は高くなっています。母親の育児休業期間では、都市部に比べて短い傾向にあるため、企業などに対して理解を求める取り組みが必要となります。

第 3 章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

少子高齢化が進み、家庭や地域で子どもを取り巻く環境が大きく変化しているなか、子育てへの支援および地域の人々のふれあいがより一層重要になると考えます。

村では、住民のニーズに応じた保育内容の充実に努めるとともに、すべての子どもが健やかに成長できるよう、良質かつ適切な子ども・子育て支援の提供、子育て家庭の経済的負担の軽減に配慮し、関係機関との連携を強化して施策の推進を図ります。

また、第二期計画の基本理念を継承し、世代間交流等地域ぐるみの活動を促進することによって「健やかでふれあいのある村」の実現を目指します。

《基本理念》

健やかでふれあいのある村

2 計画の基本目標

本計画では基本理念の実現をより確かなものとするため、村に最もふさわしい対策を取り入れた以下の7項目を基本目標として共生社会を目指すことを意識し、子ども・子育て支援に係る施策を総合的に展開します。

基本目標Ⅰ 地域における子育て支援サービスの充実

子どもを安心して生み育てることができるよう、保育サービスの確保、情報提供体制の整備、児童の健全育成事業など子どもの成長と子育てを支援します。

基本目標Ⅱ 母性並びに乳幼児等の健康の確保および増進

妊娠・出産期からの切れ目ない支援に配慮し、母子保健事業との連携を図ることで、親子の健康の確保および増進を図ります。

基本目標Ⅲ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

子ども一人ひとりが自ら持つ個性や可能性を教育や遊び、暮らしのなかで成長することができるように家庭・学校・地域が連携し、各種事業を実施していきます。

基本目標Ⅳ 子育てを支援する生活環境の整備

子どもが良好な環境のなかで生まれ育ち、活動できる重要な要素となる住まい、安全な道路の整備、親子が安心して外出できる環境づくりなど、安全・安心な生活環境の整備を進めます。

基本目標Ⅴ 職業生活と家庭生活との両立の推進等

子育てと仕事の両立ができるように、ワーク・ライフ・バランスに対する理解を図り、企業などにも地域の一員として子育てについての理解と協力を働きかけていきます。

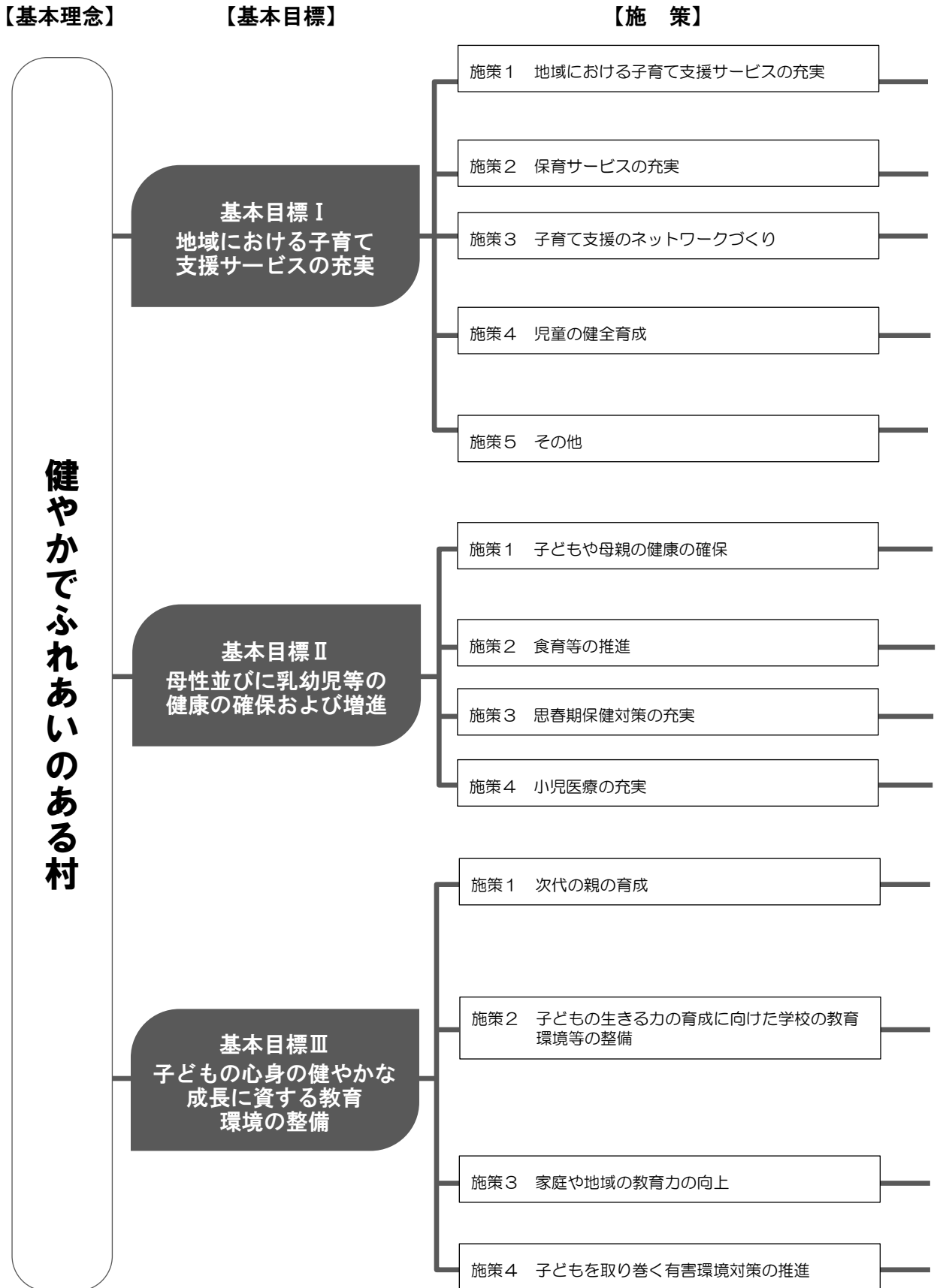
基本目標Ⅵ 子ども等の安全確保

事故や犯罪被害から子どもを守るため、地域ぐるみで協力しながら、安心して生活できる地域づくりに努めます。

基本目標Ⅶ 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

虐待は子どもに対する重大な侵害であり、その防止に向けては社会全体で取り組むべき課題であるため、家庭・地域・学校をはじめ、様々な関係機関と情報共有を図り、発生予防からきめ細かい支援に努めます。

3 施策の体系図



【取組事業】

①ファミリー・サポート・センター事業の検討 ②子育てサークル支援事業 ③子どもの生活相談の充実
④放課後児童健全育成事業の推進 ⑤一時預かり（一時保育）事業の推進 ⑥病児・病後児保育事業の検討
⑦地域子育て支援拠点事業の検討 ⑧子育てサポートセンターの推進 ⑨子育て相談（保育園）の推進 ⑩家庭児童相談の充実
⑪子育て世代包括支援センター ⑫子育て世帯出産祝金の支給 ⑬出産・子育て応援給付金

①通常保育事業の推進 ②延長保育事業の推進 ③乳児保育事業の推進 ④障がい児保育事業の推進
⑤一時預かり（一時保育）事業の推進【再掲】 ⑥保育所地域活動事業の推進 ⑦保育サービス評価事業の導入検討
⑧村内保育施設の推進 ⑨保育料無償化事業 ⑩保育所等の副食費無償化事業

①少子対策・子育て支援総合資料の作成および情報提供 ②少子対策・子育て支援ネットワーク会議の開催

①学校施設開放の促進 ②ふるさと総合センターの充実 ③スポーツスクール・教室の開催 ④農業体験活動事業
⑤児童手当の支給 ⑥就学援助費の支給 ⑦就学奨励金の貸与 ⑧健全育成に関する啓発 ⑨地域ぐるみ青少年健全育成活動の推進
⑩読み聞かせボランティアグループの育成と組織化 ⑪小学校・保育園・子育てサークル等での読み聞かせの充実
⑫小・中学校、保育園等への団体貸出の推進 ⑬学校図書館の充実と公共図書館との連携強化

①高齢者と子どもの交流イベントの開催 ②村内ふれあい交流活動

①母子健康手帳の交付と妊婦保健指導 ②乳幼児相談の充実 ③乳幼児訪問指導の充実 ④妊婦一般健康診査の実施（委託）
⑤乳児一般健康診査の実施（委託） ⑥乳児健康診査の実施 ⑦1歳6か月児健康診査の実施 ⑧2歳児健康診査の実施 ⑨3歳児健康診査の実施
⑩事故防止の啓発 ⑪乳幼児・児童医療費の支給 ⑫予防接種の実施 ⑬子育て支援拠点事業の実施 ⑭こども家庭センター
⑮妊婦・産婦訪問指導 ⑯新生児訪問指導 ⑰1歳6か月児、2歳児、3歳児、4歳児、5歳児、6歳児の歯科健診の実施
⑱フッ化物歯面塗布の実施 ⑲むし歯予防教室 ⑳産婦健康診査事業の実施（委託） ㉑産後ケア事業の実施 ㉒新生児聴覚検査事業

①保育園における食育教育 ②離乳食教育 ③幼児育児教育 ④1歳6か月児、2歳児、3歳児における栄養指導 ⑤乳幼児相談における栄養相談 ⑥妊婦保健指導

①思春期の健康に関する知識の普及 ②喫煙防止対策の推進 ③正しい性知識の普及 ④薬物乱用防止教育の推進 ⑤飲酒についての正しい知識の普及

①医師会との連携強化 ②小児医療に関する情報提供の充実

①職場体験の充実 ②保育体験の実施

1) **確かな学力の向上** ①基礎を理解する指導計画の改善・充実 ②個々に応じた多様な指導方法の充実 ③英語指導助手（ALT）の活用 ④外部人材の活用 ⑤中学校海外研修事業 ⑥学校給食無償化事業 ⑦小・中・高等学校入学祝金の支給
2) **豊かな心の育成** ①多様な体験活動の機会の充実 ②社会人活用事業の実施 ③-1 教育相談体制の充実（来所による定期的な個別の面接相談） ③-2 教育相談体制の充実（電話による相談） ③-3 教育相談体制の充実（スクールカウンセラーの活用）
3) **健やかな体の育成** ①体育授業の充実 ②運動部活動の支援 ③歯科保健対策の推進 ④健やかな体の育成・食育の充実
4) **信頼される学校づくり** ①信頼される学校づくり ②小・中学校PTA連絡協議会への支援
5) **幼児教育の充実** ①保育園と小学校の連携 ②障がい児保育事業の推進【再掲】

1) **家庭教育への支援の充実** ①子育て家庭教育に関する学習機会の充実 ②子育て相談の充実
2) **地域の教育力の向上** ①学校施設開放の促進【再掲】 ②親子で参加できるイベントの開催 ③子ども会等地域活動の機会の充実 ④ジュニアスポーツ活動の支援 ⑤スポーツスクール・教室の開催【再掲】 ⑥自然体験講座の開催 ⑦託児つき講座の開催

①健全育成に関する啓発【再掲】 ②地域ぐるみ青少年健全育成活動の推進【再掲】

【基本理念】

【基本目標】

【施策】

健やかでふれあいのある村

基本目標Ⅳ
子育てを支援する生活
環境の整備

施策1 良質な住宅の確保

施策2 良好な居住環境の確保

施策3 安全な道路交通環境の整備

施策4 安心して外出できる環境の整備

施策5 安全・安心なまちづくりの推進等

基本目標Ⅴ
職業生活と家庭生活との
両立の推進等

施策1 多様な働き方の実現および男性を含めた
働き方の見直し等

施策2 仕事と子育ての両立の推進と基盤整備

基本目標Ⅵ
子ども等の安全確保

施策1 子どもの交通安全を確保するための活動の
推進

施策2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の
推進

施策3 被害に遭った子どもの保護の推進

基本目標Ⅶ
要保護児童への対応など
きめ細かな取り組みの
推進

施策1 児童虐待防止対策の充実

施策2 ひとり親家庭などの自立支援の推進

施策3 障がい児施策の実施

【取組事業】

①計画的な公営住宅の建設および建て替え ②宅地供給の促進

①公園等の整備 ②シックハウス相談窓口の設置

①地域の道路の整備 ②交通安全施設の整備

1) 公共施設、公共交通機関、建築物等のバリアフリー化 ①建築物のバリアフリー化
2) 子育て世帯にやさしいトイレ等の整備 ①ベビーシート・多目的トイレの設置、広いスペースの確保およびおむつ交換台の設置 ②授乳スペースの確保
3) 子育て世帯への情報提供 ①バリアフリー情報の提供

①防犯灯の設置 ②防犯グッズの周知啓発

①男女が働きやすい環境づくりセミナーの開催協力 ②仕事と家庭の両立を考えるセミナーの開催協力
③再就職準備セミナーの開催協力 ④労働相談・職業相談の開催協力 ⑤ハローワーク等関係機関との連携
⑥仕事と子育ての両立のための広報・啓発・情報提供 ⑦男女共同参画社会の必要性の啓発
⑧放課後児童健全育成事業の推進【再掲】 ⑨一時預かり（一時保育）事業の推進【再掲】

①放課後児童健全育成事業の推進【再掲】 ②一時預かり（一時保育）事業の推進【再掲】 ③通常保育事業の推進【再掲】
④延長保育事業の推進【再掲】 ⑤乳児保育事業の推進【再掲】 ⑥障がい児保育事業の推進【再掲】 ⑦村内保育施設の推進【再掲】

1) 交通安全教育の推進 ①交通安全教育の促進 ②交通安全広報活動の推進 ③交通事故・事故防止情報の提供
2) チャイルドシートの正しい使用方法の徹底

①地域安全広報活動の推進 ②犯罪・被害情報の提供 ③パトロール活動の推進 ④「子ども110番の家」の推進【再掲】
⑤防犯灯設置への支援

①相談体制の整備の推進

①虐待等に対する防止対策の推進 ②虐待等に関する相談の充実 ③虐待の早期発見と予防 ④主任児童委員、民生児童委員の活用

①児童扶養手当の支給 ②婦人相談の充実 ③ひとり親家庭等医療費の支給 ④母子家庭等の親への就業支援
⑤母子父子寡婦福祉資金の貸付 ⑥ひとり親家庭等日常生活支援事業 ⑦遺児入学金等の支給

①短期入所事業の充実 ②障がい児保育事業の推進【再掲】 ③特別児童扶養手当の支給 ④障害児福祉手当の支給
⑤特別支援教育の充実 ⑥補助具の交付および日常生活用具の給付

第4章

子育てに関する施策の展開

第4章 子育てに関する施策の展開

2024（令和6）年5月に次世代育成支援対策推進法が改正され、有効期限が令和17年3月31日までに再延長され、次世代育成支援対策の推進・強化が図られます。次世代育成支援対策推進法が一部改正され有効期限が延長されたことを受け、これに基づく「行動計画策定指針」（以下「指針」という。）も改正されました。

本村ではこの指針に基づく行動計画を子ども・子育て支援事業計画（第二期計画）より一体的に策定し、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、職業生活と家庭生活との両立の推進等の次世代育成支援対策を総合的にきめ細かく取り組んでいます。今般、第二期計画の期間満了に伴い必要な見直しを2024（令和6）年度までに行い、2025（令和7）年度からの5か年を期間とする本計画においても必要な施策を盛り込みました。

また、子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正や本村の現状と課題や今後の施策の方向性を踏まえた結果、必要な施策について追加・修正を行いました。

第二期計画における施策の評価ランクは、以下のとおりです。

◆ 各施策の評価指標 ◆

- 「A」：目標達成
- 「B」：推進できた
- 「C」：実施中である
- 「D」：実施したが見直しが必要
- 「E」：未実施

基本目標Ⅰ 地域における子育て支援サービスの充実

現状と課題

子どもや家庭を取り巻く環境は今なお厳しく、核家族化の進行や父親の仕事中心の考え方に加えて近隣関係の希薄化など、子どもをめぐる地域ネットワークが弱まる中、育児の負担は母親に集中し、母親と子どもだけで一日を過ごす「育児の孤立化」といった状況が問題になるなど、家庭や地域における子育て力の低下には著しいものがあります。

このため、共働き家庭をはじめ、専業主婦家庭やひとり親家庭等を含めたすべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域における様々な子育て支援サービスの充実が求められています。

施策の目標

施策1 地域における子育て支援サービスの充実

- 専業主婦家庭やひとり親家庭等を含めたすべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図ることが必要です。
- 子育て支援事業が着実に実施できるよう、必要な措置に努めるとともに、子育て支援事業に関する情報の提供、相談・助言並びにあっせん、調整・要請等を行います。
- 保護者が障がいをもつ家庭等についても適切に子育て支援サービスが提供されるよう、きめ細かな配慮を行います。

①ファミリー・サポート・センター事業の検討	担当課：健康福祉課	評価：C
<input type="checkbox"/> 育児や介護の援助を受けたい人と行いたい人たちが会員になり、互いに援助しあう会員組織の事業です。 <input checked="" type="checkbox"/> 人材不足等により実現できていないものの、実現に向けてさらなる検討を進めていきます。		
②子育てサークル支援事業	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 子育てサークル内で母子相談を実施しています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
③子どもの生活相談の充実	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 子育てに関する悩み等の相談を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
④放課後児童健全育成事業の推進	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対し、授業終了後等に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		

⑤一時預かり（一時保育）事業の推進	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 保護者の疾病、出産、介護、冠婚葬祭などといった場合に保育園において一時的に保育を行う事業です。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
⑥病児・病後児保育事業の検討	担当課：健康福祉課	評価：B
<input type="checkbox"/> 適当な施設の専用スペース等において、病気の児童又は病気回復期にある児童を一時的に預かる事業です。 <input checked="" type="checkbox"/> 人材不足等により実現できていないものの、青森市の広域利用については、住民に広く周知し対応していきます。		
⑦地域子育て支援拠点事業の検討	担当課：健康福祉課	評価：C
<input type="checkbox"/> 乳幼児およびその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。 <input checked="" type="checkbox"/> 人材不足や場所の確保が難しく実現できていないものの、実現に向けてさらなる検討を進めていきます。		
⑧子育てサポートセンターの推進	担当課：教育課	評価：A
<input type="checkbox"/> 子どもや保護者がつどい、語り合い、行事等開催しながら、交流を深める事業です。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
⑨子育て相談（保育園）の推進	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 保育園において子育て相談や情報を提供する事業です。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
⑩家庭児童相談の充実	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 家庭における児童の健全育成を図る育児相談および指導を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
⑪子育て世代包括支援センター	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援のため、妊産婦・乳幼児を把握することで、支援を要する妊産婦には支援プランを作成します。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
⑫子育て世帯出産祝金の支給【新規】	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 新たに子を出生した保護者の方に対して、出産祝金を支給しています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
⑬出産・子育て応援給付金	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 出産・子育てを応援するため、出産応援給付金と子育て応援給付金を支給しています。 <input checked="" type="checkbox"/> 令和4年より実施開始しており、今後も継続していきます。		

施策2 保育サービスの充実

- 保育サービスについては、子どもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態および意向を十分に踏まえたサービスの提供体制の整備が必要です。
- 多様な保育ニーズに応じて、住民が利用しやすい保育サービスを提供します。
- 保育サービスの利用者による選択や質の向上に資する観点から、保育サービスに関する積極的な情報提供を行います。

①通常保育事業の推進	担当課：健康福祉課	評価：A
□受入体制の整備を行っています。 ■今後も継続していきます。		
②延長保育事業の推進	担当課：健康福祉課	評価：A
□保育園の通常の開所時間外の保育ニーズへの対応を図る保育事業です。 ■今後も継続していきます。		
③乳児保育事業の推進	担当課：健康福祉課	評価：A
□産前産後休業や育児休業終了後の就労に対応するための0歳児からの保育事業です。 ■今後も継続していきます。		
④障がい児保育事業の推進	担当課：健康福祉課	評価：A
□軽・中程度の集団保育が可能な障がい児を受入れた保育事業です。 ■今後も継続していきます。		
⑤一時預かり（一時保育）事業の推進【再掲】	担当課：健康福祉課	評価：A
□保護者の疾病、出産、介護、冠婚葬祭などといった場合に保育園において一時的に保育を行う事業です。 ■今後も継続していきます。		
⑥保育所地域活動事業の推進	担当課：健康福祉課	評価：A
□保育所の有する専門機能を活用した世代間交流や異年齢児交流等の事業です。 ■今後も継続していきます。		
⑦保育サービス評価事業の導入検討	担当課：健康福祉課	評価：C
□保育サービスの質について、第三者機関が専門的、客観的立場から評価する事業です。 ■人材不足等により実現できていないものの、実現に向けてさらなる検討を進めていきます。		
⑧村内保育施設の推進	担当課：健康福祉課	評価：A
□村内保育施設への支援を行っています。 ■今後も継続していきます。		
⑨保育料無償化事業【新規】	担当課：健康福祉課	評価：A
□3歳未満の保育料を無償化とし、子育て世帯の経済的な負担を軽減しています。 ■今後も継続していきます。		
⑩保育所等の副食費無償化事業【新規】	担当課：健康福祉課	評価：A
□3歳以上の副食費を無償化とし、子育て世帯の経済的な負担を軽減しています。 ■今後も継続していきます。		

施策3 子育て支援のネットワークづくり

- 子育て家庭に対しては、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを提供するとともに、各種の子育て支援サービス等が、利用者に十分周知されるよう、資料の作成・配布等による情報提供を行います。
- 地域住民の多くが子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関する意識啓発等を進めます。

①少子対策・子育て支援総合資料の作成 および情報提供	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 子育て支援情報を総合的にまとめた資料の作成および情報提供を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
②少子対策・子育て支援ネットワーク会議の 開催	担当課：健康福祉課	評価：C
<input type="checkbox"/> 地域において子育て支援を行っている各団体との連携を図っています。 <input checked="" type="checkbox"/> ネットワーク会議は実施していないが、各団体との情報共有・連携は図っており、今 後も連携強化を進めていきます。		

施策4 児童の健全育成

- 地域社会における児童数の減少は、遊びを通じての仲間関係の形成や児童の社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響があると考えられるため、地域において児童が自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことのできる放課後や週末等の居場所づくりが重要です。
- 児童の健全育成を図る上で、公民館、ふるさと総合センター、学校等の社会資源および主任児童委員、地域ボランティア、子ども会、自治会等を活用した取り組みを進めていきます。
- ふるさと総合センターは、青少年の健全育成に資する場として、自然体験活動を始めとする多様な体験活動の機会の提供などを行うとともに、地域における青少年の活動拠点として、その積極的な受入れと活動の展開を図ります。
- 学校においては、教職員の自主的な参加と協力を得つつ学校施設の開放等を推進します。
- 社会資源を活用して、夏季および冬季の休業日等における児童の居場所づくりに活用します。
- 主任児童委員が、地域において、児童の健全育成や虐待防止の取り組みなど子どもと子育て家庭への支援を地域住民と一体となって進めていきます。
- 保護者の子育て支援、引きこもりや不登校への対応においては、児童相談所、学校、保護者、警察、地域ボランティア等が連携して地域社会全体で対処することが必要であるため、地域ぐるみの支援ネットワークを整備します。
- 個別的・具体的な問題に対しては、関係機関による専門チームを編成し、対応するための参加・協力体制を整備します。

①学校施設開放の促進	担当課：教育課	評価：D
<input type="checkbox"/> 子どものスポーツ活動の場として休日の学校施設開放の促進を図っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 学校施設開放実現に向け、さらなる検討を進めていきます。		
②ふるさと総合センターの充実	担当課：教育課	評価：C
<input type="checkbox"/> 青少年育成の拠点施設の充実を図っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 様々な事業を計画し利用促進を図っていきます。		

③スポーツスクール・教室の開催	担当課：教育課	評価：A
<input type="checkbox"/> 様々なスポーツ活動を通して心身共に健康な体力づくりを目的としたスポーツスクール・各種教室の開催をしています。 <input checked="" type="checkbox"/> よもっと元気スポーツクラブや教育委員会が協力して、今後も継続していきます。		
④農業体験活動事業	担当課：産業振興課	評価：A
<input type="checkbox"/> 小学校において、地域の農業者等との世代間交流を行う事業です。 <input checked="" type="checkbox"/> 蓬田村タマネギ生産組合と小学校児童でタマネギの収穫体験を行いました。また、学校田の田植えと稲刈りの作業体験やミニトマトの栽培体験を、地域の農家から指導助言を受けながら実施しており、今後も継続していきます。		
⑤児童手当の支給	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 「児童手当法」に基づく手当の支給を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
⑥就学援助費の支給	担当課：教育課	評価：A
<input type="checkbox"/> 「就学困難な児童および生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」に基づき援助を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
⑦就学奨励金の貸与	担当課：教育課	評価：A
<input type="checkbox"/> 大学、短大、各種専門学校、農林漁業技能養成機関および高専後期2年に在学する者に無利子で奨励金を貸与しています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
⑧健全育成に関する啓発	担当課：教育課	評価：A
<input type="checkbox"/> 青少年の健全育成に関する啓発紙の配布などを行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 青少年育成蓬田村民会議などの事業を通して、ポスター、チラシ配布、児童生徒の登下校見守りを実施しており、今後も継続していきます。		
⑨地域ぐるみ青少年健全育成活動の推進	担当課：教育課	評価：A
<input type="checkbox"/> 青少年育成蓬田村民会議などの青少年健全育成関連団体と連携し、青少年育成活動の推進を図っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 地域の人や団体に協力いただき、リーダー研修などを行っており、今後も継続していきます。		
⑩読み聞かせボランティアグループの育成と組織化	担当課：教育課	評価：A
<input type="checkbox"/> ボランティア養成講座等の修了生によるグループの育成を図っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
⑬小学校・子育てサークル等での読み聞かせの充実	担当課：教育課	評価：A
<input type="checkbox"/> ボランティアグループによる読み聞かせを定例的に開催をしています。 <input checked="" type="checkbox"/> 小学校で定期的に読み聞かせを行っています。また、教科書を活用した読み聞かせも行っており、今後も継続していきます。		
⑭小・中学校への団体貸出の推進	担当課：教育課	評価：A
<input type="checkbox"/> 団体貸出用児童図書を充実し、団体貸出利用を推進しています。 <input checked="" type="checkbox"/> 小、中学校に対して朝読書用の本を県立図書館からセット借用しており、今後も継続していきます。		

⑮学校図書館の充実と公共図書館との連携強化	担当課：教育課	評価：A
<input type="checkbox"/> 学校図書館と公共図書館が連携し、図書の内容充実等の整備を図っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 小学校内にある県立図書館の本を年2回数百冊入替えして、図書室の充実を図っており、今後も継続していきます。		

施策5 その他

○施策を実施するにあたっては、地域の高齢者の参画を得るなど、世代間交流の推進を図ります。

①高齢者と子どもの交流イベントの開催	担当課：健康福祉課 教育課	評価：A
<input type="checkbox"/> 老人クラブ等との連携による世代間交流事業です。 <input checked="" type="checkbox"/> 小・中学生が高齢者教室の一部事業に参加し、交流を図っており、今後も継続していきます。		
②村内ふれあい交流活動	担当課：健康福祉課 教育課	評価：A
<input type="checkbox"/> 世代間交流を主とした活動への支援を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 餅つき交流会等、社会教育事業で実施しており、今後も継続していきます。		

基本目標Ⅱ 母性並びに乳幼児等の健康の確保および増進

現状と課題

母性並びに乳幼児等の健康の確保・増進を図る観点から、保健、医療、福祉や教育の分野間の連携を図りつつ、地域における母子保健施策等の充実が求められています。

また、成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本方針に基づき、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目ない支援を行っていきます。

さらに、子育ての相談窓口として設置している子育て世代包括支援センターを設置していますが、令和8年度より母子保健機能と児童福祉機能の両機能を備え、一体的に相談支援を行うことも家庭センターの立ち上げを予定しており、総合的な相談窓口として支援の拠点としていきます。

施策の目標

施策1 子どもや母親の健康の確保

- 妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩みなどに円滑に対応するため、子育て世代包括支援センターを令和2年度に設置し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を目指します。
- 妊娠期、出産期、新生児期および乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、乳幼児健診、新生児訪問、妊産婦訪問等の母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実を図ります。
- 親の育児不安の解消等を図るため、乳幼児健診の場を活用し、親への相談指導等を実施するとともに、児童虐待の発生予防の観点を含め、妊娠期から継続した支援体制を整備します。
- 乳幼児健診等の場を通じて、誤飲、転落・転倒、やけど等の子どもの事故予防のための啓発等の取り組みを進めます。
- 妊娠および出産の経過に満足することが良い子育てにつながることから、安全かつ快適であるとともに主体的な選択が可能であるなど、母親の視点からみて満足できる「いいお産」の適切な普及を図るため、妊婦に対する出産準備教育や相談の場の提供等を行います。

①母子健康手帳の交付と妊婦保健指導	担当課：健康福祉課	評価：A
□妊娠・出産・育児まで、一貫した健康状態等を記録する手帳の交付および保健サービスの情報提供と妊婦保健指導を行っています。 ■今後も継続していきます。		
②乳幼児相談の充実	担当課：健康福祉課	評価：A
□乳幼児とその親を対象とした子育て相談の充実を図っています。 ■今後も継続していきます。		

③乳幼児訪問指導の充実	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 育児や保健指導が必要と思われる乳幼児やその親を対象とした訪問指導を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
④妊婦一般健康診査の実施（委託）	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 妊婦を対象とした医療機関における健康診査を実施しています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
⑤乳児一般健康診査の実施（委託）	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 乳児を対象とした医療機関における健康診査を実施しています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
⑥乳児健康診査の実施	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 3か月～12か月児を対象とした集団健康診査を実施しています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
⑦1歳6か月児健康診査の実施	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 1歳6か月～2歳未満の幼児を対象とした集団健康診査を実施しています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
⑧2歳児健康診査の実施	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 2歳6か月～3歳未満の幼児を対象とした集団健康診査を実施しています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
⑨3歳児健康診査の実施	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 3歳3か月～4歳未満の幼児を対象とした集団健康診査を実施しています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
⑩事故防止の啓発	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 発達段階にあわせた事故防止情報の提供と啓発を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
⑪乳幼児・児童医療費の支給	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 18歳までの子どもを対象とした医療費の支給を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
⑫予防接種の実施	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 「予防接種法」に基づく予防接種の助成を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
⑬子育て支援拠点事業の実施	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 子育て世代包括支援センターを立ち上げ、総合的な相談窓口としての役割を担っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
⑭こども家庭センター【新規】	担当課：健康福祉課	
<input type="checkbox"/> こども家庭センターを令和8年度より立ち上げ、総合的な相談窓口とします。 <input checked="" type="checkbox"/> 全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健・児童福祉の両機能を備え、一体的に相談支援を行うこども家庭センターを設置します。		

⑮妊婦・産婦訪問指導	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 妊婦・産婦の家庭を訪問し、健康状態や育児等についての相談を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
⑯新生児訪問指導	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 生後4週までの新生児の家庭に訪問し、身体測定や発達チェック、相談等を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
⑰1歳6か月児、2歳児、3歳児、4歳児、5歳児、6歳児の歯科健診の実施	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 就学前までの幼児を対象とした歯科健診およびむし歯予防に関する指導を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 令和6年度からは6歳児まで対象を拡充しており、今後も継続していきます。		
⑱フッ化物歯面塗布の実施	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 1歳6か月～6歳の幼児を対象としたフッ化物歯面塗布と歯科保健指導を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
⑲むし歯予防教室	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 乳幼児とその保護者を対象としたむし歯予防に関する講話とブラッシング指導を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
⑳産婦健康診査事業の実施（委託）	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 産婦を対象とした医療機関における健康診査を実施しています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
㉑産後ケア事業の実施【新規】	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 出産後1年までの産婦および乳児の家庭に訪問し、助産師が心身のケアや育児サポートを行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
㉒新生児聴覚検査事業	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 聴覚検査に要する費用の助成を行い、新生児の聴覚障害の早期発見と早期支援につなげています。 <input checked="" type="checkbox"/> 令和4年より実施開始しており、今後も継続していきます。		

施策2 食育等の推進

- 朝食欠食等の食習慣の乱れや、思春期やせに見られるような心と身体の健康問題が子どもたちに生じている現状では、乳幼児期から正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図ることが必要です。
- 乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めます。
- 母性の健康の確保を図る必要があることから、妊娠前からの適切な食生活の重要性を含め、妊産婦等を対象とした食に関する情報提供を進めます。

①保育園における食育教育	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 食生活、生活リズムの大切さの啓発を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
②離乳食教育	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 離乳食のすすめ方についての相談および栄養指導を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
③幼児育児教育	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 望ましい食習慣の指導および栄養相談を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
④1歳6か月児、2歳児、3歳児における栄養指導	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 幼児期の食事についての相談および栄養指導を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
⑤乳幼児相談における栄養相談	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 望ましい食習慣の啓発を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
⑥妊婦保健指導	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 妊婦の食事についての相談および栄養指導を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		

施策3 思春期保健対策の充実

- 性に関する健全な意識の醸成と併せて、性や性感染予防に関する正しい知識を普及します。
- 喫煙や薬物等に関する教育、学童期・思春期における心の問題に係る専門家の養成や、地域における相談体制の充実等を進めます。

①思春期の健康に関する知識の普及	担当課：教育課 健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 各種機会を通じて、思春期の心や体の問題に関する正しい知識の普及啓発を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
②喫煙防止対策の推進	担当課：教育課	評価：A
<input type="checkbox"/> 各学校を通じて喫煙に関する正しい知識の普及啓発を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 国や県からの通知やポスターやチラシを随時学校へ連絡し配布をお願いするなど今後も継続していきます。		
③正しい性知識の普及	担当課：教育課	評価：A
<input type="checkbox"/> 各学校を通じて性に関する正しい知識の普及啓発を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 国や県からの通知やポスターやチラシを随時学校へ連絡し配布をお願いするなど今後も継続していきます。		

④薬物乱用防止教育の推進	担当課：教育課	評価：A
<input type="checkbox"/> 各学校を通じて薬物に関する正しい知識の普及啓発を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 国や県からの通知やポスターやチラシを随時学校へ連絡し配布をお願いするなど今後も継続していきます。		
⑤飲酒についての正しい知識の普及	担当課：教育課	評価：A
<input type="checkbox"/> 各学校を通じて飲酒に関する正しい知識の普及啓発を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 国や県からの通知やポスターやチラシを随時学校へ連絡し配布をお願いするなど今後も継続していきます。		

施策4 小児医療の充実

○小児医療体制は、安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境の基盤となるものであることから、小児医療の充実・確保に努めます。

○小児救急医療については、県や近隣の市町村、関係機関との連携の下に積極的に取り組みます。

①医師会との連携強化	担当課：健康福祉課	評価：C
<input type="checkbox"/> 小児医療について、各医師会との連携を強化し、救急医療体制の確保や小児科医師の育成状況の把握などを検討します。 <input checked="" type="checkbox"/> 各医師会と予防接種や健診等について契約し連携を図っているが救急医療体制の確保や小児科医師の育成状況の把握などは検討していません。		
②小児医療に関する情報提供の充実	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 小児医療に関する情報提供の充実を図ります。 <input checked="" type="checkbox"/> 健診等実施時に情報提供を行っており、今後も継続していきます。		

基本目標Ⅲ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

現状と課題

出生から青年期まで、子どもの発達段階に応じて、子育て支援サービスに対するニーズは大きく異なっており、年齢に対応したきめ細やかな施策の推進が求められています。

この理由として、①0歳児をはじめ乳幼児期は、人に対する基本的信頼関係を形成する大事な時期、②3歳以降では、社会性やコミュニケーション能力の向上等が求められる、③小学校就学後には、子どもたちが年齢の枠を超えてたくましく成長できる安全・安心な環境の確保が必要、④思春期以降では、教育関係機関と連携を図りつつ、食育、乳幼児のふれあいの場の提供、性に関する正しい知識の普及等を進めることが必要であることが挙げられます。

施策の目標

施策1 次代の親の育成

- 男女が協力して家庭を築くことや、子どもを生み育てることの意義に関する教育・広報・啓発については、各分野が連携しつつ効果的な取り組みを行います。
- 家庭を築き、子どもを生み育てたいと思う男女が、その希望を実現することができるようにするため、地域社会の環境整備を進めます。
- 特に、中学生や高校生等が、子どもを生み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするため、保育園や乳幼児育児教室の場等を活用し、乳幼児とふれあう機会を広げます。

①職場体験の充実	担当課：教育課	評価：A
<input type="checkbox"/> 中学校期における様々な職場での体験活動の推進と「職業」や「仕事」に対する意識の啓発を行っています。		
<input checked="" type="checkbox"/> 学校で職業体験を実施しており、今後も継続していきます。		
②保育体験の実施	担当課：教育課	評価：A
<input type="checkbox"/> 中学生が職場体験学習の一環として保育体験を行っています。		
<input checked="" type="checkbox"/> 中学2年生が蓬田保育園を訪問し体験学習を実施しており、今後も継続していきます。		

施策2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

○次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、学校の教育環境等の整備を図ります。

1) 確かな学力の向上

○子どもが社会の変化のなかで主体的に生きていくことができるよう、知識・技能はもとより、学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力等まで含めた確かな学力を身に付けさせることが重要です。このため、子ども・学校や地域の実態を踏まえて創意工夫し、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実、外部人材の協力による学校の活性化等の取り組みを推進します。

①基礎を理解する指導計画の改善・充実	担当課：教育課	評価：B
<input type="checkbox"/> 基礎・基本の確実な定着のための指導方法の工夫・改善と評価基準の見直しを行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 教職員向けの研修会を夏休み中などに実施しているものの、評価基準の見直しは実施していません。		
②個々に応じた多様な指導方法の充実	担当課：教育課	評価：A
<input type="checkbox"/> 習熟度別学習や少人数指導、希望者に対しての補習など、個々に応じたきめ細かな指導の充実を図っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 特別支援教室の開設をはじめ、各学校で実施しているサポートタイムや学習支援タイムなどのきめ細かな個別対応を実施しており、今後も継続していきます。		
③英語指導助手（ALT）の活用	担当課：教育課	評価：A
<input type="checkbox"/> 英語指導助手（ALT）の派遣を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 中学校、小学校へ派遣しており、今後も継続していきます。		
④外部人材の活用	担当課：教育課	評価：A
<input type="checkbox"/> 小・中学校の活性化を図るため、外部人材の積極的な活用を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 進路指導やキャリア教育の一環として、職場体験や地域住民との交流を図っており、今後も継続していきます。		
⑤中学校海外研修事業	担当課：教育課	評価：A
<input type="checkbox"/> 海外の文化を見聞し国際感覚を養い、地域に貢献する人材育成を目的に、研修費用の助成を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
⑥学校給食無償化事業	担当課：教育課	評価：A
<input type="checkbox"/> 保護者の経済的負担軽減を目的とし、小中学校の学校給食費の無償化を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
⑦小・中・高等学校入学祝金の支給	担当課：教育課 健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 小・中・高等学校に入学する児童・生徒の保護者に対して、入学祝金を支給しています。 <input checked="" type="checkbox"/> 令和6年度より高校入学まで対象を拡充しており、今後も継続していきます。		

2) 豊かな心の育成

○豊かな心を育むため、指導方法や指導体制の工夫改善等を進め、子どもの心に響く道徳教育の充実を図ります。また、地域と学校との連携・協力による多様な体験活動を推進します。

○いじめ、少年非行等の問題行動や不登校に対応するために、専門的な相談体制を強化し、学校、家庭、地域および関係機関とのネットワークづくり等を整備します。

①多様な体験活動の機会の充実	担当課：教育課	評価：A
<input type="checkbox"/> 地域の自然に親しみ、豊かな感性と郷土を愛する心を育てる体験活動の推進を図っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 小学校での大倉岳や黒滝の山登りを実施しており、今後も継続していきます。		
③社会人活用事業の実施	担当課：教育課	評価：A
<input type="checkbox"/> 地域の農業者をはじめとする人材や素材を授業に活用し、地域との交流を推進する事業です。 <input checked="" type="checkbox"/> 小学校での体験学者や中学校の職場体験等を通じて地域住民と交流を図っており、今後も継続していきます。		
④-1 教育相談体制の充実 来所による定期的な個別の面接相談	担当課：教育課	評価：A
<input type="checkbox"/> 来所による定期的な個別面談を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 個別に対応しており、今後も継続していきます。		
④-2 教育相談体制の充実 電話による相談	担当課：教育課	評価：A
<input type="checkbox"/> 電話による相談を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 個別に対応しており、今後も継続していきます。		
④-3 教育相談体制の充実 スクールカウンセラーの活用	担当課：教育課	評価：A
<input type="checkbox"/> スクールカウンセラーの活用により、相談体制の充実を図っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 小・中学校へ配置しており、今後も継続していきます。		

3) 健やかな体の育成

○子どもの体力は低下傾向にあり、生活習慣の乱れや肥満の増加等の現代的課題が指摘されている現状を踏まえ、子どもが生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲・能力を育成するため、優れた指導者の育成や確保、指導方法の工夫および改善等を進め、体育の授業を充実します。

○子どもが自主的に様々なスポーツに親しむことができる運動部活動についても、外部指導者の活用や地域との連携により改善や充実させるなど、学校におけるスポーツ環境の充実を図ります。

○生涯にわたる心身の健康の保持増進に必要な知識や適切な生活習慣等を子どもに身に付けさせるための健康教育を推進します。

①体育授業の充実	担当課：教育課	評価：A
<input type="checkbox"/> 指導計画・指導方法を工夫し、授業の充実を図っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 教員からの相談がある場合は、個別に対応し、今後も継続していきます。		
②運動部活動の支援	担当課：教育課	評価：A
<input type="checkbox"/> 外部指導者の活用や各種大会への活動費の補助などを行い、運動部活動の充実を図っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 小学校での野球部での外部指導者の活用や大会参加費などの補助を行っており、今後も継続していきます。		
③歯科保健対策の推進	担当課：教育課	評価：A
<input type="checkbox"/> 小・中学生を対象とした歯科保健に関する意識の啓発を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 国や県からの通知やポスターやチラシを随時学校へ連絡し配布をお願いするなど今後も継続していきます。		
④健やかな体の育成・食育の充実	担当課：教育課	評価：A
<input type="checkbox"/> 地元特産品の積極的な活用を通して地産地消を推進しながら、栄養の知識や食の大切さなどの指導を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 6月を食育月間とし、地産地消等を推進しており、今後も継続していきます。		

4) 信頼される学校づくり

- 地域および家庭と学校との連携・協力を図ることや、地域の実情に応じた通学区域の弾力的運用等、地域に根ざした特色ある学校づくりを進めます。
- 教員一人ひとりの能力や実績等にあわせ研修等を行っています。
- 子どもに安全で豊かな学校環境を提供するために、学校施設の整備を適切に行います。
- 学校においては、児童生徒が安心して教育を受けることができるよう、小・中学校が家庭や地域の関係機関・関係団体とも連携しながら、安全管理に関する取り組みを継続的に行います。

①信頼される学校づくり	担当課：教育課	評価：A
<input type="checkbox"/> 活動への補助および行事への協力を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 協力依頼があれば対応しており、今後も継続していきます。		
②小・中学校PTA連絡協議会への支援	担当課：教育課	評価：A
<input type="checkbox"/> 活動への補助および行事への協力を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 協力依頼があれば対応しており、今後も継続していきます。		

5) 幼児教育の充実

- 幼児教育の充実のため、幼児教育に関する情報提供を進め、幼児期の成長の様子や大人の関わり方について保護者や地域住民等の理解を深めていきます。
- 保育園における幼児教育から小学校における教育へ円滑に移行できるよう、保育園と小学校との連携を図る体制を構築します。

①保育園と小学校の連携	担当課：教育課 健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 保育園から小学校への円滑な移行のための連携強化を図っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 就学前から入学児童や特別に支援を必要とする子どもの情報共有をしており、今後も継続していきます。		
②障がい児保育事業の推進【再掲】	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 軽・中程度の集団保育が可能な障がい児を受入れた事業です。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		

施策3 家庭や地域の教育力の向上

○子どもを地域社会全体で育てる観点から、学校、家庭および地域の連携の下に家庭や地域における教育力を総合的に高めることを目指します。

1) 家庭教育への支援の充実

- 家庭教育はすべての教育の出発点であり、基本的倫理観や社会的なマナー、自制心、自立心等を育成する上で重要な役割を果たすものです。
- 育児不安や児童虐待の背景として、核家族化、少子化、地域における地縁的なつながりの希薄化等に伴う家庭の教育力の低下が指摘されていることを踏まえ、乳幼児健診や就学時健診等の多くの親が集まるあらゆる機会を活用し、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報提供を行います。
- 子育て中の親が家庭教育に関して気軽に相談できる体制を整備し、子育てサークル活動への支援等、地域で子育てを支援するネットワークの形成を図ります。

①子育て家庭教育に関する学習機会の充実	担当課：教育課	評価：A
<input type="checkbox"/> 小学校等と連携した子育て支援や家庭教育に関する講座・教室の開催をしています。 <input checked="" type="checkbox"/> 就学時健診時に就学予定児童の保護者を対象に講座を実施しており、今後も継続していきます。		
②子育て相談の充実	担当課：教育課	評価：A
<input type="checkbox"/> 子育て相談、情報の提供を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 子育てサークルにより実施しており、今後も継続していきます。		

2) 地域の教育力の向上

○子どもが自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断・行動し、よりよく問題を解決する力、他人を思いやる心や感動する心等の豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力を備えた生きる力を、学校、家庭および地域が相互に連携しつつ社会全体で育てていくことが必要です。

○地域住民や関係機関等の協力のもと、森林等の豊かな自然環境等、地域における教育資源を活用した子どもの多様な体験活動の機会の充実、世代間交流の推進および学校施設の地域開放、総合型地域スポーツクラブの整備、スポーツ指導者の育成等、スポーツに対する子どもたちの多様なニーズに応える地域のスポーツ環境の整備を図ること等により、地域の教育力を向上させます。

○地域における子育てに関連した様々な活動に地域住民が積極的に参加するよう働きかけます。

①学校施設開放の促進【再掲】	担当課：教育課	評価：D
<input type="checkbox"/> 子どものスポーツ活動の場として休日の学校施設開放の促進を図っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 学校施設開放実現に向け、さらなる検討を進めていきます。		
②親子で参加できるイベントの開催	担当課：教育課	評価：D
<input type="checkbox"/> 親子で参加できる各種体験活動の推進をしています。 <input checked="" type="checkbox"/> 社会教育事業としてレクゲーム大会を開催しており、今後も継続してまいります。		
③子ども会等地域活動の機会の充実	担当課：教育課	評価：A
<input type="checkbox"/> 地域や関係機関等の協力による地域活動の促進を図っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 各地域で年間を通して様々な活動を行っています。また、全地域合同で夏と冬に活動を行っており、今後も継続してまいります。		
④ジュニアスポーツ活動の支援	担当課：教育課	評価：A
<input type="checkbox"/> スポーツ活動を通じた心身ともに健康な体力づくりを目的としたジュニアスポーツ活動への支援を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> よもっと元気スポーツクラブにおいてフットサル教室やラケットテニス教室の定期開催、また、教育委員会においてスキー教室やその他教室を開催しており、今後も継続してまいります。		
⑤スポーツスクール・教室の開催【再掲】	担当課：教育課	評価：A
<input type="checkbox"/> 様々なスポーツ活動を通して心身共に健康な体力づくりを目的としたスポーツスクール・各種教室の開催をしています。 <input checked="" type="checkbox"/> よもっと元気スポーツクラブや教育委員会が協力して、今後も継続してまいります。		
⑥自然体験講座の開催	担当課：教育課	評価：A
<input type="checkbox"/> 森林や河川等の自然に子どもがふれあい、自然を体験するための講座を開催しています。 <input checked="" type="checkbox"/> リーダー研修会を開催しており、今後も継続してまいります。		
⑦託児つき講座の開催	担当課：教育課 健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 就学前の子どもをもつ親が参加しやすいよう託児つきの講座の開催をしています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続してまいります。		

施策4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

○コンビニエンスストア等で、性や暴力などに関する過激な情報を内容とする雑誌、ビデオ、コンピュータ・ソフト等が販売されていることに加え、テレビ、インターネット、携帯電話等のメディア上の性、暴力等の有害情報については子どもに対する悪影響が懸念される状況であることから、関係機関・団体やPTA、ボランティア等の地域住民と連携・協力をして、関係業界に対する自主的措置を働きかけます。

①健全育成に関する啓発【再掲】	担当課：教育課	評価：A
<input type="checkbox"/> 青少年の健全育成に関する啓発紙の配布を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 青少年育成蓬田村民会議などの事業を通して、ポスター、チラシ配布、児童生徒の登下校見守りを実施しており、今後も継続していきます。		
②地域ぐるみ青少年健全育成活動の推進【再掲】	担当課：教育課	評価：A
<input type="checkbox"/> 青少年育成蓬田村民会議などの青少年健全育成関連団体と連携し、青少年育成活動の推進を図っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 地域の人や団体に協力いただき、リーダー研修などを行っており、今後も継続していきます。		

基本目標Ⅳ 子育てを支援する生活環境の整備

現状と課題

子育てしている家庭や子育てを担う世代を中心に、広くゆとりのある居住空間を確保し、一人でも多くの子供が育てられる環境が求められています。

また、子どもの視点に立った安全な道路の整備、安心して親子が外出できる環境の整備、さらには子どもが犯罪に遭わないようなまちづくりを地域で推進することが求められています。

施策の目標

施策1 良質な住宅の確保

- 子育てを担う若い世代を中心に、広くゆとりある住宅を確保することができるよう、
村営住宅の建て替えを促進するなどの取り組みを進めます。
- 住民に身近な地方公共団体として、持家又は借家を含め、広くゆとりある住宅の確保に資する情報提供等を進めます。

①計画的な公営住宅の建設および建て替え	担当課：建設課	評価：B
□必要に応じて、修繕工事等を実施しています。 ■新庁舎完成後、公営住宅の建設や建て替え等について検討していきます。		
②宅地供給の促進	担当課：建設課	評価：B
□よもっと団地および宮本団地の空き状況について、ホームページへ掲載し募集しています。 ■今後も入居希望者の適正な受け入れに努めます。		

施策2 良好な居住環境の確保

- 公園等の整備などを行い、住宅環境の向上に努めます。
- 室内空気環境の安全性を確保する観点から、シックハウス対策を検討します。

①公園等の整備	担当課：建設課	評価：B
□よもっと団地内の防風雪ネットの修理や植栽維持管理工事等を実施しています。また、宮本団地の公園ベンチ取替工事を実施しています。 ■今後も住宅環境に配慮した公園および緑地の整備を進めていきます。		
②シックハウス相談窓口の設置	担当課：建設課	評価：B
□シックハウスについての対策等の相談窓口を設置しています。 ■今後も継続して取組を進めていきます。		

施策3 安全な道路交通環境の整備

- 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(平成12年法律第68号)に基づき、幅の広い歩道の整備を推進します。
- 生活道路における通過車両の進入や速度の抑制、幹線道路における交通の流れの円滑化等を推進します。

①地域の道路の整備	担当課：建設課	評価：B
<input type="checkbox"/> 新庁舎沿いの3-3-10号線および3-3-14号線について、歩道の設置を実施しています。 また、村道の草刈りを春と秋の3回実施しています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も村道草刈り等の維持管理に努めます。		
②交通安全施設の整備	担当課：総務課	評価：A
<input type="checkbox"/> カーブミラー、路面標示、道路照明灯等の設置をしています。 <input checked="" type="checkbox"/> 住民からの要望に迅速対応できており、今後も継続していきます。		

施策4 安心して外出できる環境の整備

1) 公共施設、公共交通機関、建築物等のバリアフリー化

- 妊産婦、乳幼児連れの保護者等すべての人が安心して外出できるよう、道路、公園、公共交通機関、公的建築物等において、段差の解消等のためのバリアフリー化を推進します。

①建築物のバリアフリー化	担当課：総務課 産業振興課	評価：B
<input type="checkbox"/> 観光関係の建築物については、概ねバリアフリー化への対応ができています。 <input type="checkbox"/> 建築物における段差の解消、スロープの設置等を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 冬期間における各建築物のスロープの除雪等について、対応を検討しています。 <input checked="" type="checkbox"/> 老朽化した施設の統廃合含め、対応を検討しています。		

2) 子育て世帯にやさしいトイレ等の整備

- 公共施設等において、ベビーベッド、ベビーチェア、授乳室の設置など、子育て家庭が安心して利用できるトイレの整備を検討します。

①ベビーシート・多目的トイレの設置、広いスペースの確保およびおむつ交換台の設置	担当課：総務課	評価：B
<input type="checkbox"/> 人が多く集まる場所において、トイレ等にベビーシートやおむつ交換台の設置等の推進をしています。 <input checked="" type="checkbox"/> 対応については検討中です。		
②授乳スペースの確保	担当課：総務課	評価：B
<input type="checkbox"/> 人が多く集まる場所において、授乳スペースの確保の推進をしています。 <input checked="" type="checkbox"/> 対応については検討中です。		

3) 子育て世帯への情報提供

- 「子育てバリアフリー」マップの作成・配布や、各種のバリアフリー施設の整備状況等、子育て世帯へのバリアフリー情報の提供を推進します。

①バリアフリー情報の提供	担当課：総務課	評価：A
□公共施設や公共交通機関等のバリアフリー情報を提供しています。 ■今後も継続していきます。		

施策5 安全・安心なまちづくりの推進等

- 通学路や公園等における防犯灯等の防犯設備の整備を推進します。
- 道路、公園、駐車・駐輪場および公衆便所並びに共同住宅の構造・設備の改善、防犯設備の整備を推進します。また、これらの必要性に関する広報啓発活動を実施します。
- 侵入による犯罪の防止を図るため、関係機関・団体と連携して、防犯性能の高いドア、窓、シャッターなどの建物部品や優良防犯機器の普及促進を図ります。

①防犯灯の設置	担当課：総務課	評価：A
□村内各所に防犯灯を設置しています。 ■住民からの要望に迅速対応できており、今後も継続していきます。		
②防犯グッズの周知啓発	担当課：総務課	評価：A
□広報や街頭活動等により各種防犯グッズの啓発をしています。 ■交通安全母の会によるマスコット配布、村内行事等で広報活動を実施しており、今後も継続していきます。		

基本目標Ⅴ 職業生活と家庭生活との両立の推進等

現状と課題

就労している母親、就労を希望している母親が増えている状況のなか、仕事と子育ての両立が大きな課題となっています。

また、非正規雇用者として働く女性の労働条件は低く、仕事本位、企業本位の職場環境のなかで活力を失う女性は少なくありません。このような状況は結果として少子化をもたらしてしまいます。

社会全体が発展し続けるには、仕事と子育ての両立のための「①就労による経済的自立が可能な社会」「②健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会」「③多様な働き方・生き方が選択できる社会」を目指す必要があることから、社会システムそのものを両立支援型に構築し直す必要があります。

施策の目標

施策1 多様な働き方の実現および男性を含めた働き方の見直し等

- 男性を含めたすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるように「働き方の見直し」を進めていきます。
- 職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識等のように職場での働きやすい環境を阻害する慣行、その他の諸要因の解消に努めます。
- 労働者、事業主、地域住民等の意識改革を推進するための広報・啓発、研修、情報提供等について、国、都道府県、関係団体等と連携を図りながら、積極的に推進します。

①男女が働きやすい環境づくりセミナーの開催協力	担当課：健康福祉課	評価：B
<input type="checkbox"/> 社会一般の認識や理解を深めるとともに、職業人としての自己啓発を図るセミナーの開催に協力し、広報等により周知を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
②仕事と家庭の両立を考えるセミナーの開催協力	担当課：健康福祉課	評価：B
<input type="checkbox"/> 育児・介護休業法の趣旨や内容についての啓発を図るセミナーの開催に協力し、広報等により周知を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
③再就職準備セミナーの開催協力	担当課：健康福祉課	評価：B
<input type="checkbox"/> 育児により仕事を中断し、その後就職を希望している人に対して、再就職に必要な知識の習得を図るセミナーの開催に協力し、広報等により周知を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
④労働相談・職業相談の開催協力	担当課：健康福祉課	評価：B
<input type="checkbox"/> 労働問題および職業相談の開催協力と広報等による周知を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		

⑤ハローワーク等関係機関との連携	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 関係機関と連携した雇用および労働条件の改善を図っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
⑥仕事と子育ての両立のための広報・啓発・情報提供	担当課：健康福祉課	評価：B
<input type="checkbox"/> 男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法等の周知を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
⑦男女共同参画社会の必要性の啓発	担当課：健康福祉課	評価：B
<input type="checkbox"/> 男女共同参画社会の必要性を啓発するとともに女性が仕事をしながら子育てをすることへの理解と支援の必要性の啓発を図っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
⑧放課後児童健全育成事業の推進【再掲】	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対し、授業終了後等に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
⑨一時預かり（一時保育）事業の推進【再掲】	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 保護者の疾病、出産、介護、冠婚葬祭などといった場合に保育所において一時的に保育を行う事業です。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		

施策2 仕事と子育ての両立の推進と基盤整備

○保育サービス等の充実を図ります。

○仕事と子育ての両立のための支援体制の整備、関係法制度等の広報・啓発、情報提供等について、国、都道府県、関係団体等と連携を図りながら、積極的に推進します。

①放課後児童健全育成事業の推進【再掲】	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対し、授業終了後等に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
②一時預かり（一時保育）事業の推進【再掲】	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 保護者の疾病、出産、介護、冠婚葬祭などといった場合に保育園において一時的に保育を行う事業です。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
③通常保育事業の推進【再掲】	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 受入体制の整備を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
④延長保育事業の推進【再掲】	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 保育園の通常の開所時間外の保育ニーズへの対応を図る保育事業です。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		

⑤乳児保育事業の推進【再掲】	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 産前産後休業や育児休業終了後の就労に対応するための0歳児からの保育事業です。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
⑥障がい児保育事業の推進【再掲】	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 軽・中程度の集団保育が可能な障がい児を受入れた保育事業です。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
⑦村内保育施設の推進【再掲】	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 村内保育施設への支援を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		

基本目標Ⅵ 子ども等の安全確保

現状と課題

学校への登下校時や放課後など、子どもたちを被害対象とした事件は後を絶ちません。子どもの安全を守るのは“大人の責任”です。小学校に通う子どもたちは体力、判断力ともまだ未成熟であるため、子どもたちの危機意識を高めるための教育と、周囲の大人が責任を持って子どもたちを守ろうという姿勢が大変重要なことです。

施策の目標

施策1 子ども交通安全を確保するための活動の推進

1) 交通安全教育の推進

- 子どもおよび子育てを行う親等を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を交通安全教育指針（平成10年国家公安委員会告示第15号）に基づき段階的かつ体系的に行います。
- 地域の実情に即した交通安全教育を推進するため、交通安全教育にあたる職員の指導力の向上や、地域における民間の指導者を育成します。

①交通安全教育の促進	担当課：総務課	評価：A
□小学1年生と中学1年生を対象に、反射材・ランドセルカバーや自転車通学用ヘルメットの配布を行う等、交通安全教育の促進を図っています。 ■今後も継続していきます。		
②交通安全広報活動の推進	担当課：総務課	評価：A
□地域や関係機関が連携した街頭キャンペーン等の実施をしています。 ■蓬田村内各地で交通安全マスコット配布、村内行事等で広報活動を実施しており、今後も継続していきます。		
③交通事故・事故防止情報の提供	担当課：総務課	評価：A
□子どもを交通事故の被害から守るための情報提供を行っています。 ■蓬田村防災無線により呼びかけを実施しており、今後も継続していきます。		

2) チャイルドシートの正しい使用方法の徹底

- チャイルドシートの正しい使用方法の徹底を図るため、チャイルドシートの使用効果および正しい使用方法についての普及啓発活動を積極的に展開します。
- 正しい使用を指導する指導員を養成することにより、乳幼児の保護者等に対する指導・助言、情報提供等の充実を図るほか、チャイルドシートの再利用活動を積極的に実施・拡充することにより、チャイルドシートを利用しやすい環境づくりを進めます。

施策2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

- 住民の自主防犯行動を促進するため、犯罪等に関する情報の提供を推進します。
- 子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関・団体との情報交換を実施します。
- 学校付近や通学路等においてPTA等の学校関係者や防犯ボランティア等の関係機関・団体と連携したパトロール活動を推進します。
- 子どもが犯罪の被害に遭わないようにするための防犯講習を実施します。
- 子どもが犯罪等に遭ったときの緊急避難場所である「子ども110番の家」等の防犯ボランティア活動を支援します。

①地域安全広報活動の推進	担当課：総務課	評価：A
<input type="checkbox"/> 地域や関係機関が連携した街頭キャンペーン等の実施をしています。 <input checked="" type="checkbox"/> 蓬田村内各地で交通安全マスコット配布、村内行事等で広報活動を実施しており、今後も継続していきます。		
②犯罪・被害情報の提供	担当課：総務課	評価：A
<input type="checkbox"/> 子どもを犯罪の被害から守るための情報提供を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 蓬田村防災無線により呼びかけを実施しており、今後も継続していきます。		
③パトロール活動の推進	担当課：総務課	評価：A
<input type="checkbox"/> 地域と関係機関が連携したパトロール活動の実施をしています。 <input checked="" type="checkbox"/> 蓬田村交通指導隊が通学路周辺の巡回を実施しており、今後も継続していきます。		
④防犯灯設置への支援	担当課：総務課	評価：A
<input type="checkbox"/> 自治会への防犯灯設置補助を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 通学路を巡回し、防犯灯の破損個所の修繕等を実施しており、今後も継続していきます。		

施策3 被害に遭った子どもの保護の推進

- 犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等きめ細かな支援を学校等の関係機関と連携し、実施します。

①相談体制の整備の推進	担当課：教育課 健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 関係機関と連携したきめ細かな相談体制の整備を図っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 関係課と情報共有及び連携強化を、今後も継続していきます。		

基本目標Ⅶ 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

現状と課題

虐待は子どもに対する重大な権利侵害であり、その防止に向けては社会全体で取り組むべき課題です。その取り組みの推進にあたっては、常に「子どもの最善の利益」への配慮を基本として、児童虐待を予防し、発見から再発防止、さらには社会的自立に至るまで、対象の親子に対し総合的な支援の手を用意することが求められています。

離婚件数の増加に伴い、ひとり親家庭、特に母子家庭が急増しています。母子家庭の場合は、事業主の理解不足等から、収入面や雇用条件面で不利な点も多い上に、離婚した相手からの養育費の支払いがされていないケースも多く、総合的な支援策が求められています。このことは、置かれた環境が違うことだけで障がい児のいる家庭においても同様であり、総合的な支援策が求められています。

施策の目標

施策1 児童虐待防止対策の充実

○虐待の背景は多岐にわたることから、児童虐待を防止し、すべての児童の健全な心身の成長、ひいては社会的自立を促していくために、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまで切れ目のない総合的な支援を講じます。また、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察等の地域における関係機関の協力体制を構築します。

・代表者会議や実務者会議の定期的な開催での情報共有や、必要に応じて児童相談所をいれての会議を開催することで、関係機関との連携を図っています。

○特に虐待防止ネットワークは、予防から自立支援に至るまですべての段階で有効であり、関係行政機関の幅広い参加と、単なる情報連絡の場にとどまらず、個々のケースの解決につながるような取り組みが期待されていることから、積極的な設置を働きかけていきます。そのためには、次のことが必要となります。

・発生予防として、日常的な育児相談機能の強化や、養育者が精神的にも肉体的にも最も支援を必要とする出産後間もない時期を中心とした母子保健事業や日常診療等の強化、グループワーク等による養育者の孤立を防ぐための専門的な支援サービスメニューの充実。

・虐待の早期発見・早期対応として、児童虐待に着目した県および村における取り組みの充実や主任児童委員等の積極的な活用。

・保護、支援等として、虐待の進行防止、家族再統合や家族の養育機能の再生・強化を目指した在宅支援の充実等。

○母親の育児不安や虐待・いじめ等の問題に早期に対応するための相談体制の整備等、総合的な親子の心の健康づくり対策を推進します。

①虐待等に対する防止対策の推進	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 関係各課、機関との情報交換による児童虐待やいじめおよび非行等の早期発見、早期対応、防止活動、援助活動および啓発活動を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
②虐待等に関する相談の充実	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 児童虐待等に関する相談、指導を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
③虐待の早期発見と予防	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 健康相談、健康診査、訪問指導等あらゆる機会における保護者の育児不安や児童虐待等の早期発見および関係機関と連携した支援を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
④虐待防止ネットワークの活用	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 関係機関との情報交換による児童虐待の実態把握、サポートおよび啓発活動を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
⑤主任児童委員、民生児童委員の活用	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 児童虐待の早期発見、早期対応のための主任児童委員、民生児童委員の積極的活用をしています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		

施策2 ひとり親家庭などの自立支援の推進

- 離婚の増加等によりひとり親家庭等が急増しているなかで、母子家庭等の児童の健全な育成を図るためには、母子および寡婦福祉法や母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法（平成15年法律第126号）の規定に沿ったきめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援に主眼を置き、子育てや生活支援策・就業支援策、養育費の確保策および経済的支援策について、地域のひとり親家庭等の現状を把握しつつ、総合的な対策を適切に実施します。
- 具体的には、母子家庭等に対する各種事業および保育園の入所に際しての配慮等の各種支援策を推進します。
- 母子家庭の母の就業を促進するため、民間事業者に対する協力の要請や母子福祉団体等の受注機会の増大への配慮等、必要な施策を講じるように努めます。
- ひとり親家庭等に対する相談体制の充実や施策・取り組みについての情報提供を行います。

①児童扶養手当の支給	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 「児童扶養手当法」に基づく手当の支給を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
②婦人相談の充実	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 婦人の抱える諸問題に対する相談・助言・指導を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		

③ひとり親家庭等医療費の支給	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> ひとり親家庭等の保護者並びにこれらの家庭の児童を対象とした医療費の支給を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
④母子家庭等の親への就業支援	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 母子家庭等を対象とした、自立のための就業支援や、母子家庭自立支援給付金事業の情報提供を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
⑤母子父子寡婦福祉資金の貸付	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく福祉金の貸付の情報提供を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
⑥ひとり家庭等日常生活支援事業	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> ひとり親家庭等の方が修学や疾病等の理由で、一時的に生活援助や保育サービス等が必要な場合の情報提供を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
⑦遺児入学金等の支給	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 遺児へ入学祝金等の支給を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		

施策3 障がい児施策の実施

- 障がいの原因となる疾病や事故の予防および早期発見・治療の推進を図るため、妊婦および乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等を推進します。
- 障がい児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、保健、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、適切な医療および医学的リハビリテーションの情報提供、在宅サービスの充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等の一貫した総合的な取り組みを推進します。
- 学習障害（LD）、注意欠如／多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等、教育および療育に特別のニーズのある子どもについて、教員の資質向上を図りつつ適切な教育的支援を行います。
- 保育園等における障がい児の受入れを推進するとともに、各種子育て支援事業との連携を図ります。

①短期入所事業の充実	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 保護者の疾病等の理由により、家庭において障がい児を一時的に介護できないとき、入所施設で一時的に預かる事業の活用をしています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
②障がい児保育事業の推進【再掲】	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 軽・中程度の集団保育が可能な障がい児を受入れた保育事業です。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		

③特別児童扶養手当の支給	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 障がい児の養育者に対する「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づく手当の支給を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
④障害児福祉手当の支給	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 障がい児に対する「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づく手当の支給を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
⑤-1特別支援教育の充実 教育支援委員会の判定を受け、小・中学生の保護者が希望した場合の特別支援学級等での受入れ	担当課：教育課	評価：A
<input type="checkbox"/> 教育支援委員会の判定を受け、小・中学生の保護者が希望した場合の特別支援教室等での受け入れを行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 受入れを実施しており、今後も継続していきます。		
⑤-2特別支援教育の充実 補助員配置による障がい児教育	担当課：教育課	評価：A
<input type="checkbox"/> 補助員配置による障がい児教育の充実を図っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 補助員を配置しており、今後も継続していきます。		
⑥補助具の交付および日常生活用具の給付	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 補助具の交付および日常生活用具の給付を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		

第 5 章

子ども・子育て支援事業の
展開

第5章 子ども・子育て支援事業の展開

1 教育・保育事業等の提供区域

本村では地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育事業の現在の利用状況や施設整備状況などを総合的に勘案し、地域の実情に応じた教育・保育提供区域の設定、当該区域が地域型保育事業の認可の際に行う需給調整の判断基準、地域子育て支援事業の提供区域も踏まえて、**各提供区域は1区域**として設定しました。

区域設定に至った主な理由としては、以下の事項が判断材料となりました。

- ①現在、本村の子ども人口は0～5歳が47人【2024（令和6）年3月31日現在】と少ないため、各事業を提供する複数の民間事業者にとって教育・保育事業を整備し運営できる人口規模でないこと。
- ②村内居住のほとんどの子育て家庭は、移動手段として自家用車を活用している現状や送迎サービスにより広域利用の可能な教育・保育事業と、各地域の実情に応じて必要な地域型保育事業を区分けして整備が可能であること。
- ③地域子ども・子育て支援事業においても、地域の子ども人口の増減など各地域の実情に応じて柔軟な整備が可能であること。
- ④近隣自治体の保育施設の利用が可能であり、ニーズ調査結果をみても子育て家庭の12.5%が村外の保育施設を利用していること。

2 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計

(1) 推計の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児童の保護者を対象としたニーズ量調査の結果をもとに、国が示した「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方（改訂版）」の手順に沿って算出し、本村の地域特性の整合性等を検証しながら、修正・加工を行いました。

■ 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計のフロー



(2) 子ども人口の推計

本村の子ども人口の推計について、0～5歳では2022（令和4）年の66人から2029（令和11）年には55人と推計され11人（16.7%）の減少が予測されています。一方、6～11歳においても2022（令和4）年の123人から2029（令和11）年には61人と推計され、62人（50.4%）の減少が予測されています。

■ 子ども人口の推移と推計

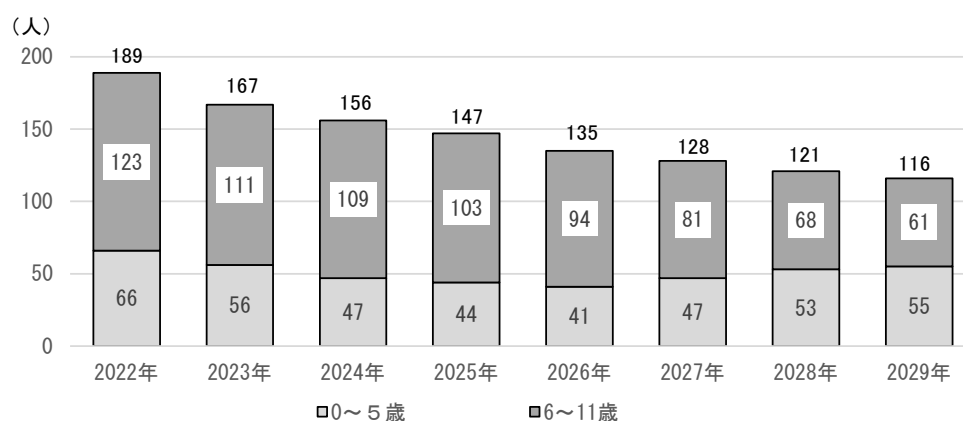
単位：人

	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年
0～11歳	189	167	156	147	135	128	121	116
0歳	5	8	6	7	9	9	10	10
1歳	4	5	7	6	8	9	10	10
2歳	13	4	6	8	6	8	9	10
3歳	11	12	4	6	8	6	9	9
4歳	17	10	13	4	6	8	6	9
5歳	16	17	11	13	4	7	9	7
0～5歳	66	56	47	44	41	47	53	55
6歳	21	15	16	11	13	4	7	9
7歳	18	21	16	17	11	14	4	7
8歳	21	18	20	16	16	11	14	4
9歳	18	21	18	20	16	16	11	14
10歳	18	18	21	18	20	16	16	11
11歳	27	18	18	21	18	20	16	16
6～11歳	123	111	109	103	94	81	68	61

資料：2022年～2024年は、住民基本台帳（各年3月31日）

2025年～2029年は、実績値を基にしたセンサス変化率法による推計（各年3月31日）

■ 子ども人口の推計



(3) 家庭類型（現在・潜在）別児童数の推計

家庭類型（現在・潜在）別児童数の算出では、国の手引きに従ってニーズ調査結果から家庭類型の現在割合とともに、今後1年以内に転職の希望や無業からの就労希望等の意向を反映させた潜在割合を算出します。

■ 児童（0～5歳）の家庭類型（現在・潜在）の割合

家庭類型	説明	現在	単位：%	
			現在	潜在
タイプA	ひとり親家庭	11.1	11.1	11.1
タイプB	フルタイム×フルタイム	51.9	51.9	51.9
タイプC	フルタイム×パートタイム (月120時間以上+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	25.9	25.9	25.9
タイプC'	フルタイム×パートタイム (月下限時間[48～64時間]未満+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	0.0	3.7	3.7
タイプD	専業主婦（夫）	11.1	7.4	7.4
タイプE	パートタイム×パートタイム (双方が月120時間以上+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	0.0	0.0	0.0
タイプE'	パートタイム×パートタイム (いずれかが月下限時間[48～64時間]未満+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	0.0	0.0	0.0
タイプF	無業×無業	0.0	0.0	0.0

そして、2020（令和2）年度～2024（令和6）年度の推計児童数に家庭類型（潜在）別の割合を乗じてそれぞれの児童数を算出します。

■ 推計年度別の児童数（0～5歳）

単位：%（潜在割合）、人（児童数）

家庭類型	潜在割合	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
タイプA	11.1	5	5	5	6	6
タイプB	51.9	23	21	24	27	29
タイプC	25.9	11	11	12	14	14
タイプC'	3.7	2	2	2	2	2
タイプD	7.4	3	3	3	4	4
タイプE	0.0	0	0	0	0	0
タイプE'	0.0	0	0	0	0	0
タイプF	0.0	0	0	0	0	0
推計児童数 (0～5歳)	100.0	44	41	47	53	55

3 幼児期の学校教育・保育の量の見込みおよび確保の状況

(1) 施設型事業

① 教育施設（幼稚園、認定こども園）

幼稚園とは学校教育法に基づく教育機関で、保護者の就労状況にかかわらず3歳から入園できます。3歳になる学年（満3歳児）の受入れや預かり保育を行っている園もあります。一方、認定こども園とは認可幼稚園と認可保育所が併設した施設であり、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4類型あります。

現状と課題

○幼保連携型認定こども園の蓬田保育園にて教育・保育サービスの一体的な提供を行っています。

○ニーズ調査結果から平日に定期的な教育・保育事業を利用している就学前児童のうち、91.7%は「認定こども園」を利用しています。

② 保育施設（認定こども園、認可保育所）

認可保育施設とは保護者の就労や病気などで、家庭でお子さんをみることができない場合に保護者の代わりに保育する施設であり、県の認可を受けた施設です。0歳～5歳児が入所の対象となります。

一方、認定こども園とは認可幼稚園と認可保育所が併設した施設であり、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4類型あります。本村には現在、幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ幼保連携型が1施設あり、0歳～5歳児が入園の対象となります。

また、地域型保育事業とは0歳～2歳児を対象とした小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育施設、居宅訪問型保育事業の総称です。

現状と課題

○令和6年より全年齢での教育・保育の無償化を実施しており、その影響や、母親の就労環境の好転などに注意を払い、現状のサービス提供体制を維持できるよう保育士の確保に努めるなど、認定こども園と連携してサービスの確保に努めています。

■ 教育・保育施設の利用状況の推移

単位：人

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度 (見込み)
①実利用者数	80	80	72	56	46
1号認定	3	10	8	4	2
2号認定	51	51	45	37	26
3号認定	26	19	19	15	18
0歳	4	2	6	7	6
1歳	7	9	3	5	6
2歳	15	8	10	3	6
②第二期計画値	85	85	85	85	85
1号認定	5	5	5	5	5
2号認定	45	45	45	45	45
教育ニーズ	0	0	0	0	0
保育ニーズ	45	45	45	45	45
3号認定	35	35	35	35	35
0歳	9	9	9	9	9
1歳・2歳	26	26	26	26	26
乖離(②-①)	5	5	13	29	39



■ 教育・保育施設の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	37	34	40	46	48
1号認定	2	2	2	2	2
2号認定	23	18	21	24	25
教育ニーズ	0	0	0	0	0
保育ニーズ	23	18	21	24	25
3号認定	12	14	17	20	21
0歳	4	6	6	7	7
1歳	3	5	6	7	7
2歳	5	3	5	7	7
②確保目標量	50	50	50	50	50
1号認定	2	2	2	2	2
2号認定	36	32	31	28	27
教育ニーズ	0	0	0	0	0
保育ニーズ	36	32	31	28	27
3号認定	12	16	17	20	21
0歳	4	6	6	7	7
1歳	3	5	6	7	7
2歳	5	5	5	6	7
乖離(②-①)	13	16	10	4	2

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○村内に1園しかいないため、保護者のニーズや雇用の改善等の社会的要因に注意を払い、待機者が出ないように施設側と連携をとりながらサービス提供体制の維持に努めます。

■認定区分

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園 地域型保育

(2) 地域型保育事業

① 小規模保育事業

国が定める最低基準に適合した保育施設で、市町村の認可を受けた定員6～19人で行う保育事業です。

現状と課題

○村内では実施していない事業です。

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○現在実施を予定しておりませんが、今後のニーズや状況に応じた検討を行います。

② 事業所内保育事業（企業主導型保育施設）

企業などが、主に従業員用に運営する保育施設です。

現状と課題

○村内では実施していない事業です。

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○現在実施を予定しておりませんが、今後のニーズや状況に応じた検討を行います。

③ 家庭的保育事業

保育者の家庭などで子どもを保育するサービスです。

現状と課題

○村内では実施していない事業です。

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○現在実施を予定しておりませんが、今後のニーズや状況に応じた検討を行います。

④ 居宅訪問型保育事業

ベビーシッターのような保育者が、子どもの家庭で保育するサービスです。

現状と課題

○村内では実施していない事業です。

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○現在実施を予定しておりませんが、今後のニーズや状況に応じた検討を行います。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みおよび確保の状況

(1) 相談支援事業

① 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供および必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

現状と課題

○健康福祉課内に総合的な相談窓口として子育て世代包括支援センターを設置しており、令和8年度には、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能を備え、一体的に相談支援を行うこども家庭センターを設置し、相談支援の充実を図ります。

■ 利用者支援事業の利用状況の推移

単位：か所

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度 (見込み)
①必要か所数	1	1	1	1	1
②第二期計画値	1	1	1	1	1
乖離(②-①)	0	0	0	0	0



■ 利用者支援事業の量の見込みと確保目標量

単位：か所

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保目標量	1	1	1	1	1
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○こども家庭センターを設置し、相談支援の充実を図ります。

② 地域子育て支援拠点事業

乳幼児およびその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

現状と課題

○現在村では実施はしていません。特に産後うつや周囲から孤立している妊婦がいな
いかなどには注意を払い、乳幼児の健やかな成長に目を配り、必要に応じた援助体
制づくりを進めています。

○ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、「その他自治体で実施してい
る類似の事業（子育てサークル）」の利用は7.4%となっています。

■ 地域子育て支援拠点事業の利用状況の推移

単位：人回

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度 (見込み)
①年間総利用数	0	0	0	0	0
②第二期計画値	99	97	90	88	81
乖離 (②-①)	99	97	90	88	81



■ 地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保目標量

単位：人回

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保目標量	0	0	0	0	0
乖離 (②-①)	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○現在入所率も高く、対象となるこどもも少ないため、妊婦の孤 立などを防ぐためにも、こども家庭センターを設置するなど相 談体制の充実を図ります。

(2) 訪問系事業

① 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

現状と課題

○新生児及び4ヶ月までの乳児全員に面談できるよう事業を実施していきます。(新生児訪問指導を兼ねています)

■ 乳児家庭全戸訪問事業の利用状況の推移

単位：人

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度 (見込み)
①実利用者数	2	7	8	6	4
②第二期計画値	14	12	12	10	10
乖離 (②-①)	12	5	4	4	6



■ 乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	8	8	8	8	8
②確保目標量	8	8	8	8	8
乖離 (②-①)	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○保護者の希望があれば、訪問回数を増やすなど事業の充実を図ります。

② 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

現状と課題

○乳児全戸訪問や母子保健事業等で把握された養育支援が特に必要な家庭に保健師が訪問して対応しています。

■ 養育支援訪問事業の利用状況の推移

単位：人

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度 (見込み)
①年間総利用者数	0	0	1	1	0
②第二期計画値	1	1	1	1	1
乖離 (②-①)	1	1	0	0	1



■ 養育支援訪問事業の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保目標量	1	1	1	1	1
乖離 (②-①)	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○乳児全戸訪問と連携を図りながら、今後も実施していきます。

③ 子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）【新規】

要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラー含む）に、世帯を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う事業です。

■子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保目標量	0	0	0	0	0
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○養育訪問事業にて対応することとし、家事援助等が必要な場合にも村の代替事業にて対応していきます。

(3) 通所系事業

① 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業【ショートステイ事業】および夜間養護等事業【トワイライトステイ事業】）です。

現状と課題

○現在村では実施していない事業です。養育を受けることが一時的に困難になった児童がでた場合は、東青地区の連携事業の中で受け入れ先を確保していきます。

■ 子育て短期支援事業の利用状況の推移

単位：人日

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度 (見込み)
①年間総利用数	0	0	0	0	0
②第二期計画値	0	0	0	0	0
乖離 (②-①)	0	0	0	0	0



■ 子育て短期支援事業の量の見込みと確保目標量

単位：人日

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保目標量	0	0	0	0	0
乖離 (②-①)	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○近隣の市町村と連携をとりながら、受け入れ先の確保に努めます。

② 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

現状と課題

○入所率が高いため、一時預かりの需要は大きく伸びないと考え、継続的にサービスを提供できるよう施設と連携をとっていきます。

○ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、「一時預かり事業」の利用はありません。

■ 一時預かり事業の利用状況の推移

単位：人日

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度 (見込み)
①年間総利用数	18	18	18	21	21
1号認定	0	0	0	0	0
2号認定	0	0	0	0	0
上記以外	18	18	18	21	21
②第二期計画値	22	21	20	19	18
幼稚園の 預かり保育	0	0	0	0	0
幼稚園以外の 預かり保育	22	21	20	19	18
乖離 (②-①)	4	3	2	-3	-3



■ 一時預かり事業の量の見込みと確保目標量

単位：人日

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	22	21	20	19	18
1号認定	0	0	0	0	0
2号認定	0	0	0	0	0
上記以外	22	21	20	19	18
②確保目標量	22	21	20	19	18
幼稚園の 預かり保育	0	0	0	0	0
幼稚園以外の 預かり保育	22	21	20	19	18
乖離 (②-①)	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○事業実施を継続していきます。

③ 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日および利用時間以外の日および時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

現状と課題

- 村外へ働きに出ている保護者が多いため、通常の開園時間を早める措置をとるなど、保護者のニーズに対応しています。
- ニーズ調査の自由意見をみると、「朝7:30～19:00頃まで家（村内に身内なし）に誰もいないため、その時間（平日）子どもを預けられる施設があればすごく助かります。」という要望がありました。

■ 時間外保育事業（延長保育事業）の利用状況の推移

単位：人

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度 (見込み)
①年間総利用者数	15	15	13	21	21
②第二期計画値	25	25	23	23	21
乖離（②－①）	10	10	10	2	0



■ 時間外保育事業（延長保育事業）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	21	20	20	20	19
②確保目標量	21	20	20	20	19
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○今後も保護者のニーズに応じ、開園時間の延長などを検討していきます。

④ 病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

現状と課題

- 事業実績はありませんでしたが、調査からはニーズがでているため、事業実施に向けて受入れ先となる施設との協議を今後も続けていきます。
- ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、実際に「病児・病後児の保育を利用した」方はいませんが、父親・母親が休んで対処した方の29.4%が「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と希望しています。

■ 病児保育事業の利用状況の推移

単位：人日

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度 (見込み)
①年間総利用数	0	0	0	0	0
②第二期計画値	0	0	0	0	0
乖離 (②-①)	0	0	0	0	0



■ 病児保育事業の量の見込みと確保目標量

単位：人日

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保目標量	0	0	0	0	0
乖離 (②-①)	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○人材の確保や施設整備の問題などについて協議し、事業実施に向けた検討を行います。

⑤ 児童育成支援拠点事業（子どもの居場所支援）【新規】

養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象に、児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う事業です。

■児童育成支援拠点事業（子どもの居場所支援）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保目標量	0	0	0	0	0
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○本事業については実施を予定しておりませんが、今後のニーズや状況を勘案しながら、必要に応じた検討を行います。

(4) その他事業

① 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持および増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

現状と課題

○自治体病院および県内すべての産科病院と委託契約を結んでいます。また、里帰り出産で県外の病院を受診した場合も対象となります。実施時期は受診券の交付の日から出産までが対象の期間となります。

■ 妊婦健康診査事業の利用状況の推移

単位：人

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度 (見込み)
①年間総利用者数	7	6	9	3	2
②第二期計画値	14	12	12	10	10
乖離 (②-①)	7	6	3	7	8



■ 妊婦健康診査事業の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	8	8	8	8	8
②確保目標量	8	8	8	8	8
乖離 (②-①)	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	<ul style="list-style-type: none"> ○定期的に妊婦健康診査が受診できるよう、妊婦に対する手帳交付時の指導を継続実施します。 ○里帰り出産や県外在住の妊婦にとっても妊婦健康診査を受診しやすい環境をつくれます。 ○県外での里帰り出産を希望する妊婦に関しては、母子保健手帳交付時に異動の時期や里帰り先で利用する医療機関について確認し、委託契約や償還払い制度について説明を行います。

② 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

現状と課題

○現在村では実施していない事業です。ニーズ調査からも利用希望者はいませんでした。

■ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の
利用状況の推移

単位：人日

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度 (見込み)
①年間総利用数	0	0	0	0	0
②第二期計画値	0	0	0	0	0
乖離 (②-①)	0	0	0	0	0



■ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の
量の見込みと確保目標量

単位：人日

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保目標量	0	0	0	0	0
乖離 (②-①)	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○今後は需要動向等をみながら、事業実施について検討します。

③ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○今後は需要動向等をみながら、事業実施について検討します。

④ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○今後は需要動向等をみながら、事業実施について検討します。

⑤ 親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）【新規】

要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象に、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達状況等に応じた支援を行う事業です。

■親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）の量の見込みと確保目標量

単位：人
単位：人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保目標量	0	0	0	0	0
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○本事業については実施を予定しておりませんが、今後のニーズや状況を勘案しながら、必要に応じた検討を行います

⑥ 妊婦等包括相談支援事業

主に妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等を行う事業です。

■妊婦等包括相談支援事業の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	24	24	24	24	24
②確保目標量	24	24	24	24	24
乖離 (②-①)	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○妊婦・その配偶者に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行います。

⑦ こども誰でも通園制度

認可保育園や認定こども園などを利用していない生後6カ月から3歳未満の子どもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労の有無などは問わず保育を利用できる事業です。

■こども誰でも通園制度の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保目標量	1	1	1	1	1
乖離 (②-①)	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備する。 ○幼稚園における満3歳児クラスの活用を促進し、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援する。

⑧ 産後ケア事業

出産後の退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する事業です。

■産後ケア事業の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	8	8	8	8	8
②確保目標量	8	8	8	8	8
乖離 (②-①)	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○出産後1年までの産婦及び乳児の家庭に訪問し、助産師が心身のケアや育児サポートを行います。

5 総合的な子どもの放課後対策の推進

(1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

◆小学校低学年の場合

現状と課題

- 村内の保育園において放課後児童クラブを実施しています。
- 受入れ先が保育園のため、園児、児童双方にけがや事故のないよう安全管理を徹底します。
- ニーズ調査結果から就学前児童の「放課後児童クラブ」の低学年時期における利用希望をみると、84.6%が利用を希望しています。
- ニーズ調査結果から小学生（低学年）の「放課後児童クラブ」の利用希望をみると、52.6%が利用を希望しています。
- ニーズ調査の自由意見をみると、「土曜日の学童利用できる日数を増やして欲しい。」
「学童の先生を増やしてほしい。」という同類の要望が複数ありました。

■ 放課後児童クラブ（低学年）の利用状況の推移

単位：人

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度 (見込み)
①実利用者数	36	36	36	30	30
1年生	17	17	17	10	10
2年生	7	7	7	15	15
3年生	12	12	12	5	5
②第二期計画値	30	29	30	28	30
1年生	17	17	17	16	17
2年生	10	10	10	10	10
3年生	3	2	3	2	3
乖離 (②-①)	-6	-7	-6	-2	0



■ 放課後児童クラブ（低学年）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	33	33	30	30	27
1年生	17	17	16	16	15
2年生	10	10	9	9	8
3年生	6	6	5	5	4
②確保目標量	33	33	30	30	27
1年生	17	17	16	16	15
2年生	10	10	9	9	8
3年生	6	6	5	5	4
乖離 (②-①)	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○今後も待機児童が出ないよう施設側と連携をとりながらサービス提供体制の維持に努めます。

◆小学校高学年の場合

現状と課題

- 村内の保育園において放課後児童クラブを実施しています。
- 小学校6年生までの受入れも保育園にて可能としています。
- ニーズ調査結果から就学前児童の「放課後児童クラブ」の高学年時期における利用希望をみると、53.8%が利用を希望しています。
- ニーズ調査結果から小学生の「放課後児童クラブ」の高学年時期における利用希望をみると、31.6%が利用を希望しています。

■ 放課後児童クラブ（高学年）の利用状況の推移

単位：人

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度 (見込み)
①実利用者数	3	3	3	14	14
4年生	2	2	2	10	10
5年生	1	1	1	3	3
6年生	0	0	0	1	1
②第二期計画値	3	3	3	3	3
4年生	1	1	1	1	1
5年生	1	1	1	1	1
6年生	1	1	1	1	1
乖離 (②-①)	0	0	0	-11	-11



■ 放課後児童クラブ（高学年）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	15	15	13	13	12
4年生	10	10	9	9	8
5年生	4	4	3	3	3
6年生	1	1	1	1	1
②確保目標量	15	15	13	13	12
4年生	10	10	9	9	8
5年生	4	4	3	3	3
6年生	1	1	1	1	1
乖離 (②-①)	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○今後も待機児童が出ないよう施設側と連携をとりながらサービス提供体制の維持に努めます。

6 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保について

(1) 認定こども園の普及についての基本的な考え方

新制度では、保護者の就労状況等にかかわらず、そのニーズに応じた多様な子育て支援を進めることを目指しています。幼稚園と保育所の機能や利点を併せ持ち、地域の子育て支援を行う認定こども園は、教育・保育を一体的に受けることが可能な施設として位置づけられ、国ではその普及を図ることとしております。

本村では2015（平成27）年より村内の保育所が幼保連携型の認定こども園に移行しました。

(2) 幼稚園教諭や保育士等の資質向上のための支援

乳幼児期の教育・保育の目指すところは、本質的には、すべての子どもの健やかな育ちであり、そのためには、教育・保育に携わる幼稚園教諭や保育士等の資質向上が不可欠です。そのため、幼稚園教諭と保育士が、教育と保育を一体的に提供する意義や課題を共有できるよう、県主催の合同研修会への参加の呼び掛けや的確な情報提供を行います。

また、障がいのある子どもや特別な支援を要する子どもについて、その状況を的確に把握し適切な教育・保育が提供されるよう、専門機関との連携を強化するとともに、職員の資質向上等を図り、すべての子どもの健やかな育ちと最善の利益の実現に努めていきます。

(3) 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実

子ども・子育て支援法の「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう子育て支援事業を実施し、教育・保育の質の向上や妊娠・出産期から学童期までの切れ目ない地域支援体制の確保に努め、社会全体が協力して、一人ひとりの子どもが個性のあるかけがえのない存在として成長していけるよう支援していきます。

(4) 教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものです。幼児期の育ちと学びを基盤に、義務教育での学びと成長につなげ、心豊かに生きる力の育成を目指します。

そのためには、子どもの発達を認定こども園、そして小学校までの長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法についての理解を深め、共有することが必要となります。

こうしたことから、認定こども園と小学校との交流や意見交換など、小学校への円滑な接続の支援に取り組んでいきます。

7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保に関する事項

子育てのための施設等利用給付の実施にあたり、公正かつ適切な支給の確保に努め、保護者への制度の案内等を的確に行うこととします。また、特定子ども・子育て支援施設等の確認を行うにあたっては、施設の所在、運営状況、監査状況等を県と情報共有しながら、指導監査等を行うための基準の整備等を進めていきます。

第 6 章

計画の推進・評価体制

第6章 計画の推進・評価体制

1 計画の推進体制

本計画を推進するにあたり、子ども自身とすべての子育て家庭に対する支援を目的とした施策を推進するため、家庭と地域、行政が協働しながら、計画的に進めていくことを目指します。

あらゆる家庭を対象とした子育て支援を総合的に行うために、児童関係の課のみならず、教育、男女平等参画、住宅・まちづくり、環境等の様々な課や地域コミュニティを形成している地域の住民組織、子育てサークル、企業との連携を図ります。さらには、児童相談所、警察等の関係機関との連携を強化するとともに、庁内の様々な課との連絡や調整をこれまで以上に実施し、全庁的に取り組んでいきます。

子ども・子育て支援対策は子育て中の家庭ばかりではなく、様々な立場の住民が考え取り組む地域の課題です。そこで、計画事業の実施・推進のため、あらゆる場面で住民参加の機会を積極的に設け、住民が主体的に取り組めるよう、きめ細やかな子ども・子育て支援対策の地域ネットワークの構築を推進します。

また、家庭・地域・行政の協働による子ども・子育て支援対策の推進を図りつつ、多方面からの意見を広く募り、反映させながら、計画の円滑な進行管理を行っていきます。

2 計画の公表および周知

本計画の目標を達成するためには、計画の内容を広く村民に知ってもらう必要があるため、本計画に記載した子育て支援施策については、住民に周知を図ります。

計画の周知にあたっては、「広報よもぎた」や村のホームページを活用するとともに、住民が集まる様々なイベントや催し物等にて広報活動を実施します。

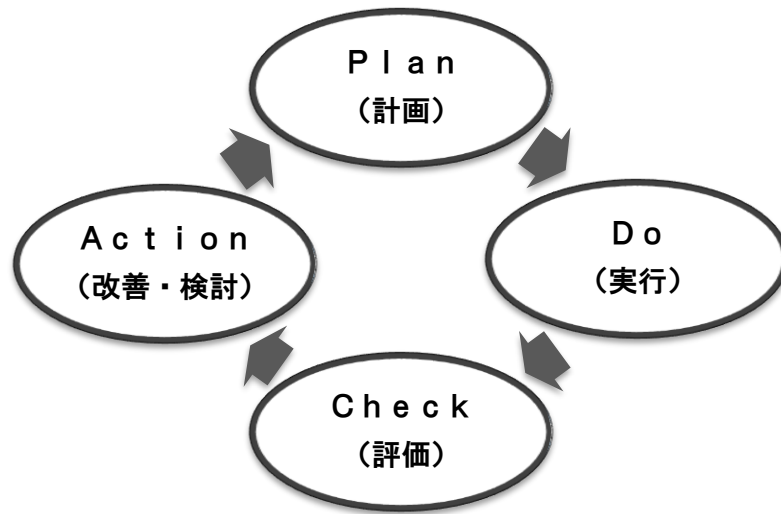
3 計画の評価と進行管理

本計画の推進にあたっては、地域内でのきめ細やかな取り組みが必要とされます。そのためにも、計画の実施状況を各年度で把握・点検し、その後の子ども・子育て支援に係る施策に反映させていくことが必要です。

そこでまず、計画の実施状況を把握・点検するために全庁的な推進組織を中心として進捗状況等を調査して評価しながら推進します。

点検・評価にあたっては、PDCAサイクル（Plan：計画、Do：実施、Check：評価、Action：改善・検討）の実効性を高めるため、個別の取り組みや事業の進捗状況に加え、あらかじめ成果指標を設定して点検・評価を行います。

■ PDCAサイクル図



資料編

資料編

1 蓬田村 子ども・子育て会議条例

(1) 設置要綱

平成 25 年 9 月 17 日

条例第 26 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、蓬田村子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務、その他村長が必要と認める事務を処理する。

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 7 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 児童福祉その他子どもに関する事業に従事する者
- (2) 学識経験者
- (3) その他村長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子育て会議は会長が招集し、議長となる。

- 2 子育て会議の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 子育て会議には、必要に応じて委員以外の関係者を出席させて意見又は説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第 7 条 委員は、職務上知り得た個人の情報その他秘密にすべき事項を他人に漏ら

してはならない。その職を退いた後においても同様とする。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、健康福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年蓬田村条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2の職名の欄中「母子保健推進員」の次に「子ども・子育て会議 委員」を加える。

蓬田村 第三期子ども・子育て支援事業計画

発行日 2025（令和7）年3月

発行者 蓬田村 健康福祉課

住 所 〒030-1211

青森県東津軽郡蓬田村大字蓬田字汐越 1 番地3

TEL 0174-27-2111（代表）

FAX 0174-27-3255

URL <https://www.vill.yomogita.lg.jp/>

